

# 箕面市支援保育・支援教育推進ハンドブック

～「ともに学び、ともに育つ」 一貫した支援のために～

平成29年3月

箕面市教育委員会

## はじめに

平成19年4月、学校教育法等の一部を改正する法律が施行され、障害のあるすべての幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて、すべての学校において適切な教育的支援を行う「特別支援教育」がスタートしました。

平成23年8月には、改正「障害者基本法」が公布・施行され、教育については、第16条において、「国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実に必要な施策を講じなければならない」とされました。

また、文部科学省においては、中央教育審議会初等中等教育分科会「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」の報告において、「共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があると考える」と示されました。

本市では、従前より、これまで培われ根付いてきた質面の人権教育や障害教育（現、支援教育）の理念『ともに学び、ともに育つ』を基本に、障害のある子どもたちが地域で学んでいけるようにさまざまな教育環境を整えてきました。そして、その理念のもと「新質面市人権教育基本方針」に基いて支援教育を推進しているところです。

本ハンドブックは、市内の医療・保健・保育・教育・福祉の関係者や保護者が連携した「質面市支援連携協議会」において、「一人ひとりを大切に」教育や「ともに学び、ともに育つ」教育をさらに継承発展させるとともに、学校園所・家庭・地域及び関係機関の密接な連携、幼児期から学校卒業後までのライフステージを見通した支援保育・支援教育の展開、社会的自立を図ることのできる力や地域の一員として生きていく力の育成、ノーマライゼーションの実現に向けた推進体制の確立を目的として平成22年4月に作成し、平成24年度に改訂したものをさらに加筆修正したものです。

なお、平成26年7月に厚生労働省の「障害児支援の在り方に関する検討会」が取りまとめた「今後の障害児支援の在り方について（報告書）」においては、障害のある児童生徒に対するライフステージに応じた連続性のある「縦の連携支援」に加えて、今後は、教育と保健、医療、福祉等の連携体制づくりが重要であり、そのような「横の連携支援」を進めるための具体策が必要とされているところです。学校等で行われてきた児童生徒への支援内容等を、関係機関と連携しつつ、つなげていくことが求められており、今後ますます利用が増えると見込まれる放課後等デイサービスとの連携も課題であるため、今回の改訂では、「放課後等デイサービス」について加えました。

0歳から18歳までの連続した支援体制をめざし、支援関係機関の方が、支援の必要な幼児児童生徒の保護者に分かりやすく説明するための資料として利用できるよう、本ハンドブックを編集しました。

本ハンドブックが、障害のある幼児児童生徒のみならず、学びや育ちに支援の必要なすべての幼児児童生徒の保育や教育の充実と推進のために、関係者の間で有効に活用していただけることを願っています。

平成29年(2017年)3月

## ■ 目 次 ■

0才から18才までの連続した支援	1
◇本市における連続した支援教育の体制	2
◇進路について 障害特性や個のニーズに応じた“学びの場”	3
◇支援の連携と情報の共有について	4
◇「個別の教育支援計画」の作成と活用について	5
0才から就学前まで	7
◇児童発達支援事業所・保育所（園）・認定こども園・幼稚園での療育、 支援保育・教育	8
◇療育、支援保育・教育での支援の流れ	9
◇保育所（園）・幼稚園が進める支援保育・支援教育体制	10
就学前から小学校まで	11
◇小学校入学が近づいてきたら…	
・就学引き継ぎシートを活用し、子どもの楽しい学校生活のスタートを支援	12
・小学校へのスムーズな引き継ぎのため、「就学引き継ぎシート」の活用と連携	13
◇就学引き継ぎシート	14
小学校・中学校	15
◇小中学校における支援教育のめざすもの	16
◇教育的支援の必要な児童生徒への校内支援体制	17
◇学校体制充実のために	18
◇「個別の指導計画」の作成と活用	19
◇小学校から中学校への「進学支援シート」、及び「転学支援シート」について	20

**中学校卒業後・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 1**

- ◇中学校から進学先への「進学支援シート」について 2 2
- ◇大阪府の府立高等学校における知的障がいのある生徒に対する取組み 2 3
- ◇障がいのある生徒に対する高等学校入学者選抜における受験上の配慮 2 4

**児童生徒が利用する児童福祉サービス「放課後等デイサービス」・・・・ 2 5**

- ◇はじめに ◇放課後等デイサービスとは 2 6
- ◇放課後等デイサービス事業所について 2 7
- ◇地域における障害のある児童生徒が利用するサービス等の全体像 2 7
- ◇放課後等デイサービス利用の流れ 2 8
- ◇放課後等デイサービスを利用している児童生徒の生活の流れ 2 8
- ◇放課後等デイサービス事業所の取組み 2 9
- ◇放課後等デイサービスを利用する児童生徒の支援に関わる計画 2 9
- ◇学校と放課後等デイサービス事業所の連携促進の取組みについて 3 0
- ◇【参考資料1】「サービス等利用計画案・障がい児支援利用計画案（例）」 3 1
- ◇【参考資料2】「放課後等デイサービス個別支援計画書」 3 2

**関係資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 3**

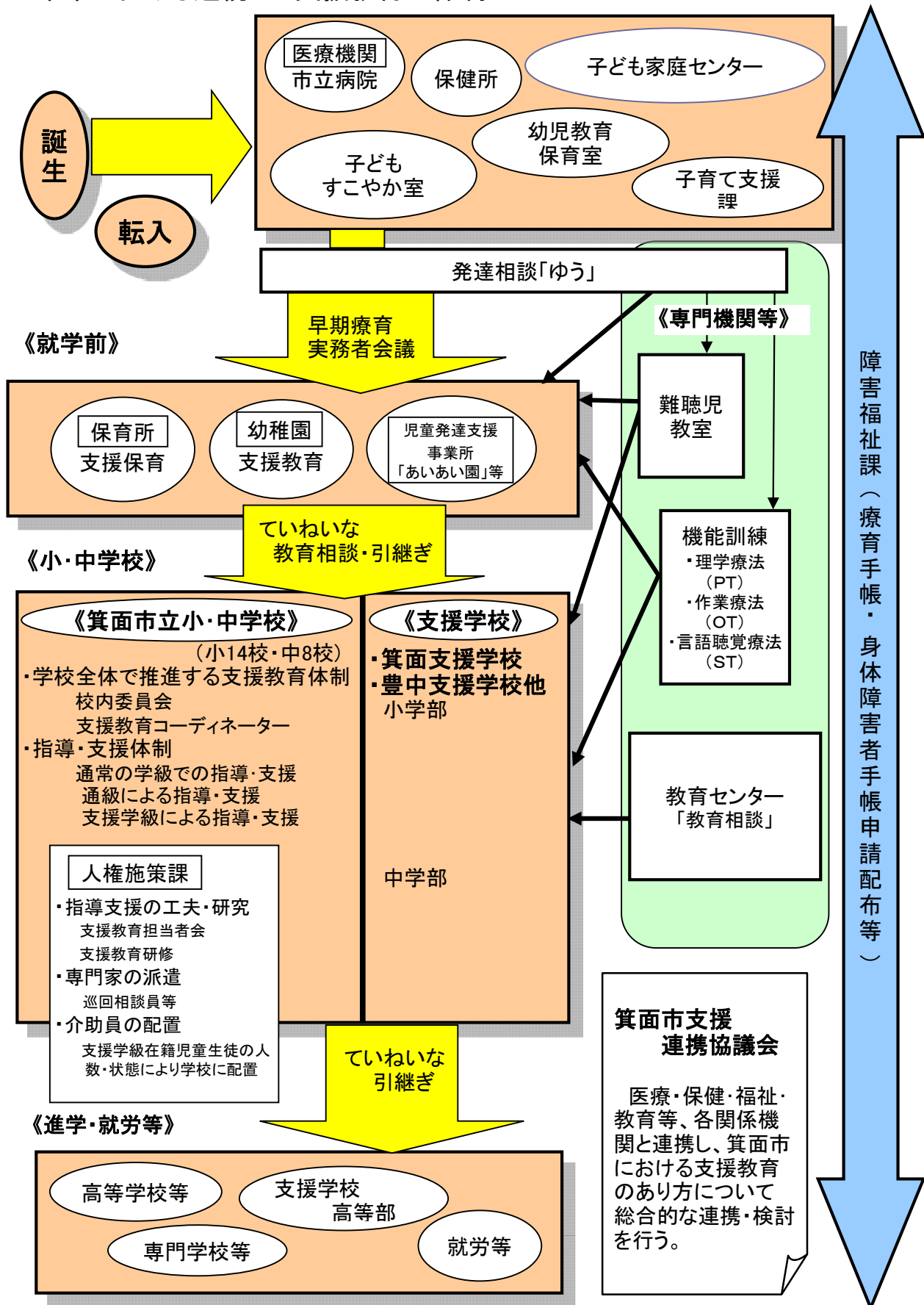
- ◇「個別の教育支援計画」 3 5
- ◇「就学引き継ぎシート」《様式1》《記入例》 3 6, 3 7, 3 8, 3 9
- ◇「就学引き継ぎシート」《様式2》 4 1
- ◇「個別の指導計画」 4 2, 4 3
- ◇小学校から中学校への「進学支援シート」 4 4, 4 5
- ◇中学校から進学先への「進学支援シート」 4 6, 4 7
- ◇リーフレット「箕面市の支援保育・支援教育」 4 8, 4 9, 5 0, 5 1
- ◇リーフレット「箕面市通級指導教室のご案内」 5 2, 5 3, 5 4, 5 5



# 0才から18才までの 連続した支援

学びや育ちに支援の必要な子どもたちが  
安心して生活や学習ができるよう  
0才から18才までの連続した  
本市における支援体制

■本市における連続した支援教育の体制



■進路について

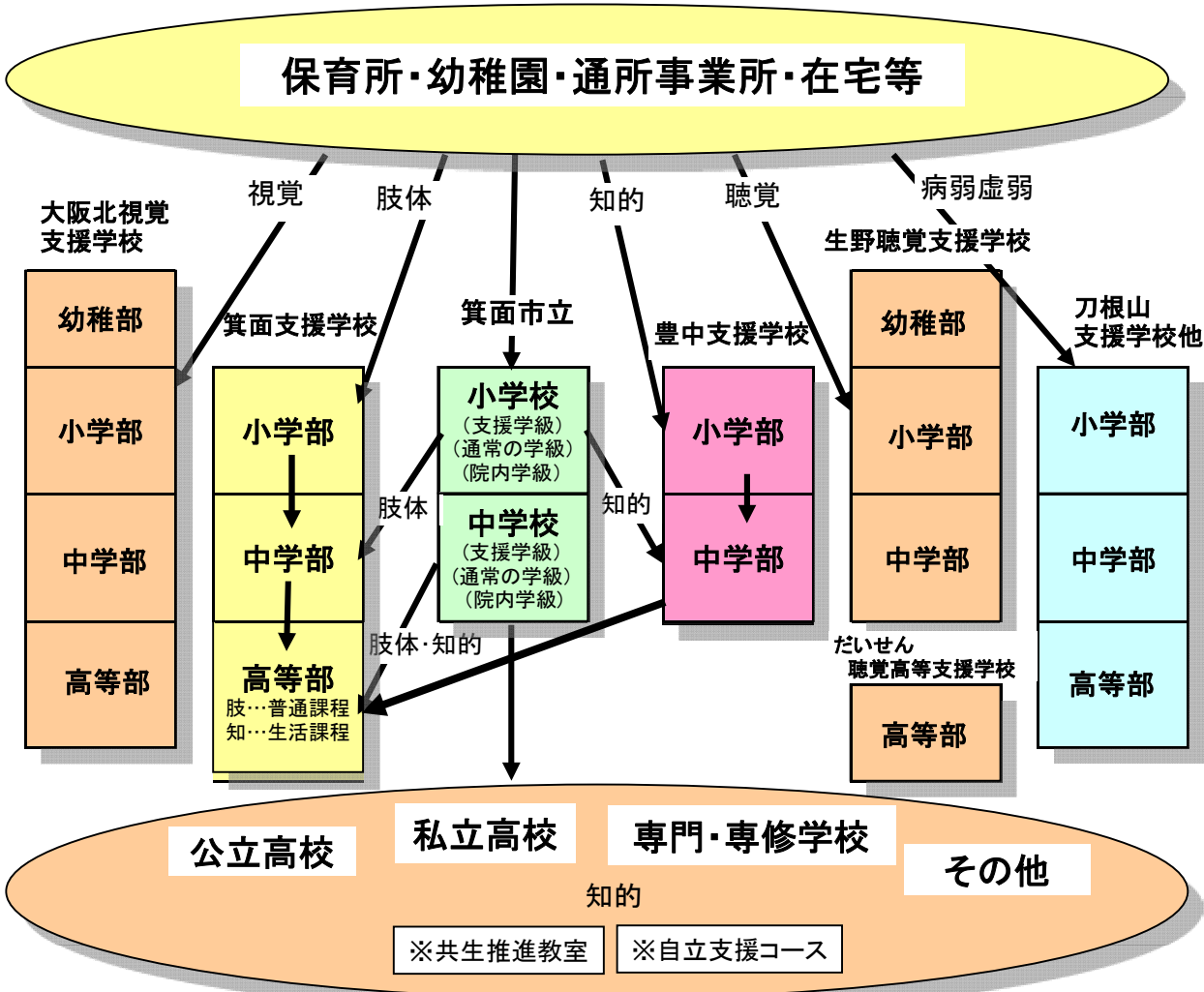
# 障害特性や個のニーズに応じた“学びの場”

「ともに学び、ともに育つ」学びの場  
個に応じ、将来を見すえた学びの場



下図のような学校園所からそれぞれのお子さんの障害特性やニーズに応じて進路を決定することができます。

地域の学校や支援学校など、多様な選択肢の中でのびのびと学習できるように、各機関では環境の充実や、将来、地域社会の中で自立し、生き生きと暮らしていく力を育成するため、一人ひとりのニーズに応じたきめ細やかな指導や生涯にわたって一貫した支援を行うことができるよう連携をしています。



**※自立支援コース**…知的障害のある生徒が高等学校において学ぶことのできる制度  
 ・府立園芸高校、阿武野高校、柴島高校、枚方なぎさ高校、八尾翠翔高校、西成高校、松原高校、堺東高校、貝塚高校  
 ・大阪市立桜宮高校、東淀工業高校

**※共生推進教室**…知的障がい高等支援学校の共生推進教室を府立高校(8校)に設置し、両校の連携協力のもと知的障がい高等支援学校の生徒が日々、高等学校の教育を受ける制度  
 ・府立千里青雲高校、北摂つばさ高校(府立とりかい高等支援学校)  
 ・府立声間高校、緑風冠高校(府立むらの高等支援学校)  
 ・府立枚岡樟風高校、金剛高校(府立たまがわ高等支援学校)  
 ・府立信太高校、久米田高校(府立すながわ高等支援学校)

■支援の連携と情報の共有について

効果的な指導や支援継続のために確かな情報の連携を！

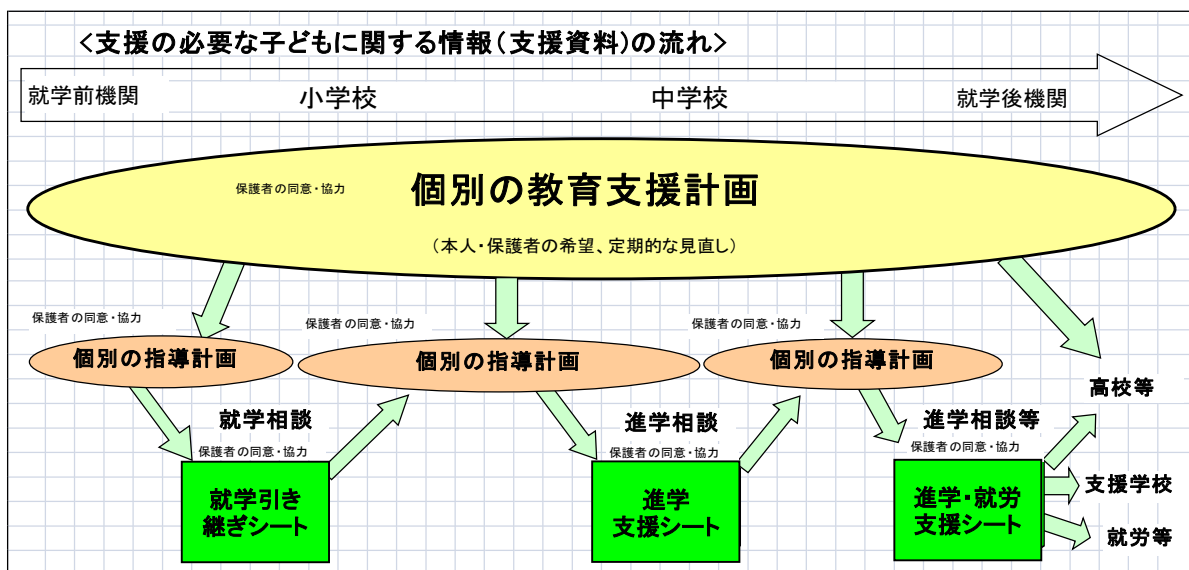
子どもの成長を支援するためには、かかわる人たちそれぞれの思いを共有することが必要です。

まず、教育・福祉・医療等の関係機関が協働し、それぞれの支援の内容や方針を共有すること。また、就学前から学校へ、学校から社会へと支援の場が変化していくとき、それぞれの段階での支援の内容をていねいに引き継ぎ、継続的な支援を行っていくことが大切です。

このように、学校・保護者、さまざまな関係機関など、子どもの支援にかかわる人たちが連携してつながることで、早い時期から将来の生活を見すえた、適切に必要な支援を生涯にわたって効果的におこなうことが可能になります。

情報の確かな連携に基づいて、効果的な指導や支援を継続することで、担任同士で面談を行うなど、直接的な連携が促進され、効果的な支援策が共有されます。

なお、作成する資料とその提供については、いずれも保護者の同意が必要となります。





## ■「個別の教育支援計画」の作成と活用について



### 「個別の教育支援計画」とは・・・

保護者からの要望、または、担任などの気づきにより 保護者の同意を得て、支援教育を スタートします。担任が保護者の協力を得て、幼児・児童・生徒の障害の状況や医療、福祉、地域の関係機関等 の支援体制等をまとめた「幼児・児童・生徒を支援していくための関係図・全体計画」として学校・園・所で作成するものです。

#### 《作成にあつて》

- ①支援をスタートさせた時に、支援に関わる複数の教職員が保護者とともに作成します。
- ②毎年、年度当初に記入内容を見直します。(見直しがあれば、赤で記入)  
また、適切な支援ができるように、3年ごとを目安に書き換えます。
- ③作成にあつて、その意義を保護者や本人に説明し、十分理解を得ます。
- ④関係機関と情報を共有する際には、保護者の同意を得ることが必要です。

#### 《対象者》

- ①支援学級在籍児童・生徒
  - ②支援保育・教育制度利用児
  - ③通常の学級に在籍し、学校と保護者の話し合いに基づき、特別な教育的支援が必要と認められる児童・生徒。
- ※「個別の教育支援計画」は、診断の有る無しに関わらず作成します。

関係機関名、主な担当者・連絡先・受けている支援内容などを明記します。

3年間を見通した「支援の目標」(指導者の目標)やそのために必要な「支援の内容」「活動内容」などを記入します  
必要に応じて、関係者や関係機関と連絡をとり、情報を共有します。

指導の評価を記入します。

個別の教育支援計画											
ふりがな		名まえ		性別	生年月日		平成	年( )	月	日生	
保護者名		連絡先		Tel	学校園名		家族構成				
住所		箕面市		診断者		(病院名)		年( )月( )			
①診断名		診断名	診断者		病院名		年( )月( )				
②本人の 特徴に関わるこ と・生活の ようす		支援手帳 A	B1	B2	精神障害者保健福祉手帳 級	身体障害者手帳 級	手帳なし				
③生育歴・ 健診時の 状況等											
④医療・専 門機関等の 情報 (検査・訓 練歴など・ 歯科や、か かりつけの 病院も含む)		最新検査	検査結果		検査年月		検査機関				
		医療	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	
		療育 相談等	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	
		放課後等 デイサー ビスの 利用	相談支援事業所名	相談支援専門 員	利用している事業所(曜日、頻度)						
		その他の福祉 サービス、 習い事等 /週									
⑤本人及び 保護者の希望 (確認の上でよく、再考 を要している)											
⑥長期目標 (3年間を見通 す)									⑦評価 3年目に 記入		
この「個別の教育支援計画」の記載内容を了解し確認しました。											
平成		年(20)	月	日・記載者	平成	年(20)	月	日	保護者名	印	
平成		年(20)	月	日・記載者	平成	年(20)	月	日	保護者名	印	
平成		年(20)	月	日・記載者	平成	年(20)	月	日	保護者名	印	

個人情報の取り扱いについては、十分に注意し、転学や卒業時には保護者の了解のもと、次の進学先に引き継ぎます。

### 活用しましょう

- ①学校等と家庭との支援方針を共通理解するために
- ②指導・支援の共通理解と指導改善のために
- ③進級、進学、転学の引継ぎ資料のために



# 0才から就学前まで

あいあい園・保育所(園)・幼稚園における

支援保育・支援教育

子どもたちがともに生活し遊びを展開する中で

お互いを求め合い、自分らしく生き、自らの個性や

能力が磨けるよう保育・教育を進めます。



# 療育・支援保育・教育

0歳から就学前までの支援

## \* 支援保育・教育とは・・・

発達を支援する必要がある子どもについて、集団の場で保育し発達を促します。  
 集団の場では、支援が必要な子どもたちも一緒に生活したり遊んだりする中で「こころ」(助け合う、思いやる)を育て、就学前に必要な支援を行っています。  
 支援保育では、生活面の自立と遊びを保障する支援、支援教育では教育的活動を中心とした支援を行っています。

## \* 支援保育・教育の集団の場での支援とは・・・

- 保育士・教諭がそばで寄り添い信頼関係を築き、子どもたちの伝えたい気持ちを受け止めて、安心して集団生活が送れるように支援をします。
- 基本的な生活習慣(食事・排泄・着脱)が、身に付くように支援をします。
- 様々な活動や遊びの場面で必要な支援をします。
- 集団生活の中で友だちとの関係作りの支援をします。



## 療育、支援保育・教育が決まるまでの流れ

### ①相談

- 産科医療機関からの連絡や乳幼児健診をきっかけに、保健師が経過観察健診や訪問等で療育や支援保育・教育を紹介します。
- 発達相談「ゆう」・保育所(園)・幼稚園・認定こども園・幼児教育保育室等のどこからでも随時相談できます。

### ②入園・所の支援 保育・教育申込

児童発達支援事業所  
あいあい園  
その他の事業所

保育所(園)の場合

幼稚園・認定こども園の場合

子どもすこやか室  
総合保健センター分室

幼児教育保育室

各幼稚園・幼児教育保育室

### ③発達の状況 把握

発達相談「ゆう」・幼児教育保育室 等

### ④箕面市 早期療育事業 推進会議

支援の必要性判断  
会議

⑤さらに支援保育運営  
協議会で保育士配置の  
判断  
(半日保育の実施)  
↓  
入所選考会で決定

⑥さらに支援教育  
検討会・幼児教育  
保育室で支援担当  
教諭配置の判断  
(体験保育・面談の実施)  
↓  
決定

決定

### ⑥入園・入所

児童通所給付費  
受給者証の発行後

年度の始めを基本とする  
(年度途中の転入などは、  
お申し出ください)

年度途中でも随時手続きを  
すすめていきます

## 療育、支援保育・教育の場

療育(保育)

支援  
保育

支援  
教育

児童発達支援事業所  
あいあい園その他の事業所  
・0歳児から就学前まで  
・通園形態は事業所により異なります。

### 保育所(園)

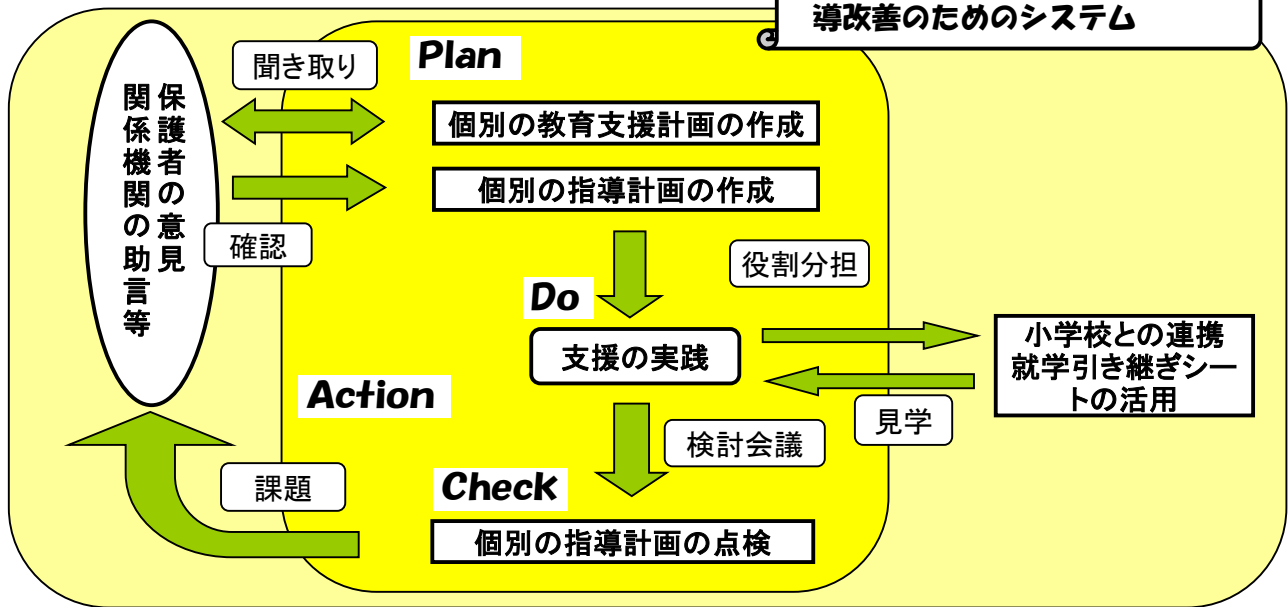
(市立保育所及び民間保育園)  
・保護者が就労で、保育所保育が必要な場合は、就学前まで  
・3歳児のみ、就労に関わらず利用できます。

### 幼稚園

(市立幼稚園及び一部の私立幼稚園)  
・市立幼稚園4歳児以上  
・私立幼稚園3歳児以上  
**認定こども園**  
・各園の入園対象年齢は確認が必要。

## 療育、支援保育・教育での支援の流れ

発達を支援する必要がある子どもの指導・支援の共通理解と指導改善のためのシステム

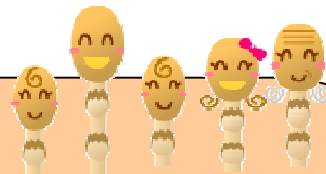


## 箕面市児童発達支援事業



# あいあい園

での療育



**【目的】** ・保護者と連携し療育を行うことにより、子どもの持つ力を伸ばし子どもや家族が地域社会の中で安心して暮らしていけるようにサポートします。  
 ・一人ひとりに応じて適切な支援を行うために、各機関と連携を取り、療育の充実を図ります。

**【対象】** 就学前の障害のある子どもや、何らかの支援が必要な子どもと保護者を対象とします。

**【通園形態】** 保護者同伴の通園で療育を行います。

### 【療育内容】

(保育) ・生活や遊びの経験を積み重ね、子どもの意欲を引き出したり持っている力を伸ばしていきます。  
 ・保護者とともに子どもの状態や特性を理解しながら、支援の方法を考えていきます。  
 ・健康や衛生に関する管理・相談を行います。

### (療法士による個別相談)

・理学療法士(PT)・作業療法士(OT)・言語聴覚士(ST)が実施します。

### 【連携機関】

・発達相談「ゆう」  
 ・子どもすこやか室(市母子保健事業)  
 ・池田保健所(府母子保健事業) など

※その他の事業所については、市ホームページ等でご確認下さい。



## 保育所(園)が進める支援保育体制



※保育所(園)では支援保育体制を確立するために次のような具体策を進めています。

### \* 支援児保育研究部会

保育所(園)の代表が集まり、実践事例や保育のビデオ視聴を通して検討したり講師に助言を受けたりしながら支援保育の理論や方法について学び合う。

### \* ケース検討会議

一人ひとりに応じた必要な支援を明確にし、家庭と連携しながら「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を立て、適切な支援や対応ができていないか職員間で検討し、共通理解のうえ保育を進める。

### \* 支援保育運営協議会

早期療育事業実務者会議において保育所(園)での支援が決定した対象児の半日保育を行い支援保育のあり方を決定する。(対数・環境・受け入れ体制など)

### \* 他機関との連携

保護者の理解を深めるため、個々の家庭に合わせた関係づくりを行い、療育機関等との連携を深める。

### \* 小委員会(6・9・12月実施)

状態像の把握及び、課題の検討、支援、かかわり方の検討を行い、保育内容の充実を図る。

就学先と支援シートや四者面談、引き継ぎを通して、きめ細やかな支援保育の連携・継続を図る。

### \* 発達相談「ゆう」の相談員や早期療法士による訪問・巡回相談

- ・子どもの発達のことや気になることを面談等を通して、保護者とともに考え、療育での成果や課題を受け、保育所(園)での支援保育との連携を図る。
- ・療法士による専門的助言を受ける。

## 幼稚園が進める支援教育体制



※幼稚園では支援教育体制を確立するために次のような具体策を進めています。

### \* 支援教育研修会

支援教育研修会、支援担当者研修会などに参加し、担任・支援担当教諭それぞれの立場で、一斉・個別における支援教育の理論や方法について学ぶ。

### \* 園内支援教育推進会議

支援教育コーディネーターを中心に、一人ひとりに応じた必要な支援を明確にし、家庭と連携しながら支援教育を進める。「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」に基づく指導を行う。

### \* 支援教育検討会

早期療育事業実務者会議において幼稚園での支援が決定した対象児の参観(3歳児会・半日保育・体験保育・あいあい園)を行い、支援教育のあり方を決定する。(対数・教材・受け入れ体制など)

### \* 他機関との連携

保護者の理解を深めるため、個々の家庭に合わせた関係づくりを行い、療育機関との連携を深める。就学先と引き継ぎシートや四者面談、引き継ぎを通して、きめ細やかな支援教育の連携・継続を図る。

### \* 発達相談「ゆう」の相談員や早期療育療法士による訪問・巡回相談

- ・子どもの発達のことや気になることを面談等を通して、保護者ととともに考え、療育での成果や課題を受け、幼稚園での支援教育との連携を図る。
- ・療法士による専門的助言を受ける。
- ※巡回: 幼稚園等からの要請



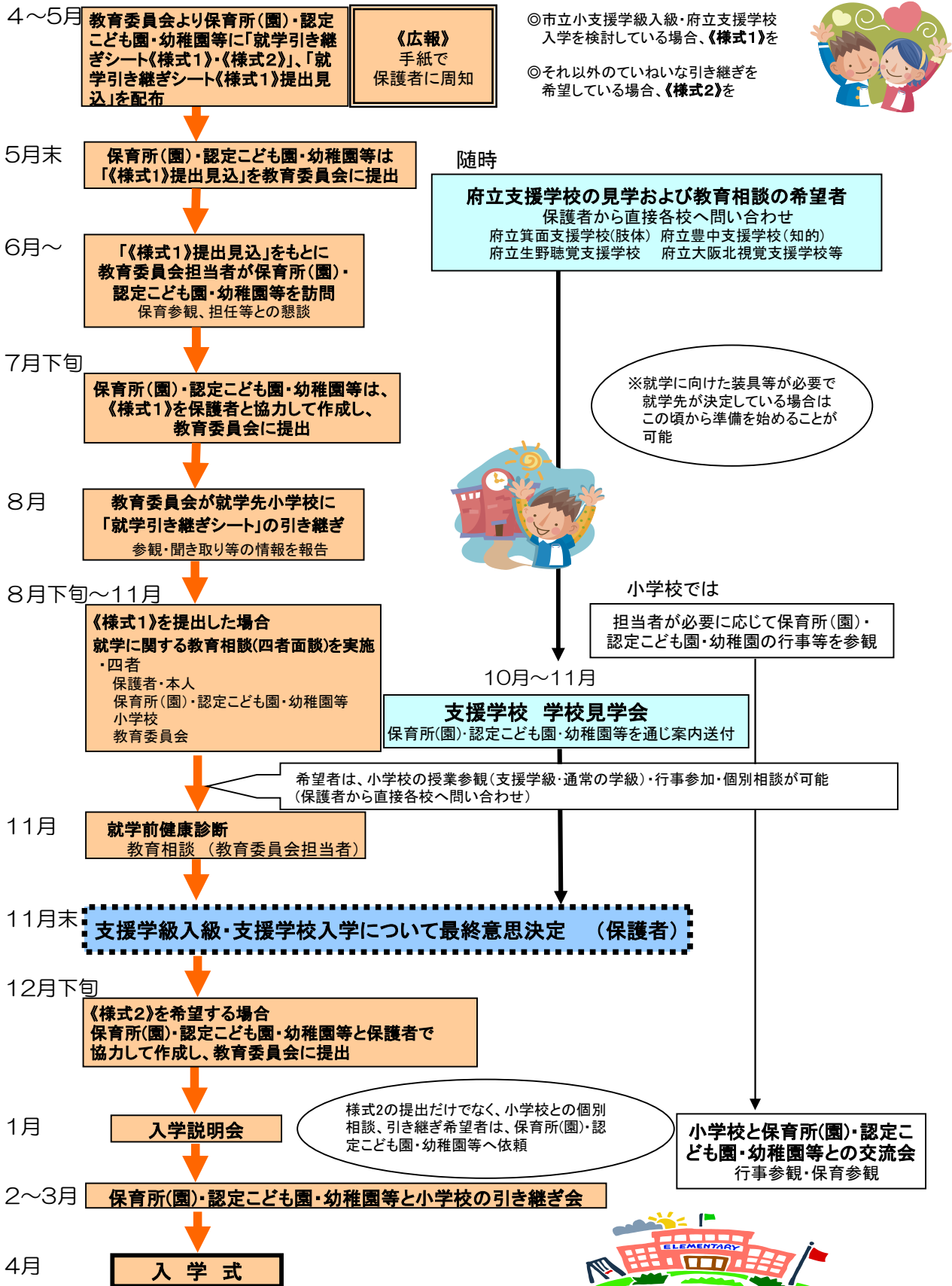
# 就学前から小学校まで

保育所・幼稚園等での指導や支援を  
「就学引き継ぎシート」を活用して引き継ぎ、  
子どもたちの楽しい学校生活への  
スムーズなスタートを支援します。

■小学校入学が近づいてきたら・・・

前年(5歳児)の4～5月から連携が開始。

就学引き継ぎシートを活用し、子どもの楽しい学校生活のスタートを支援！  
 保育所(園)・認定こども園・幼稚園等での指導・支援を小学校に・・・！





■ 小学校入学が近づいてきたら・・・

# 小学校へのスムーズな引き継ぎのため、「就学引き継ぎシート」の活用と連携

## シートが小学校に連携されるまで・・・！



就学する小学校へのスムーズな引き継ぎのために、保育所(園)・認定こども園・幼稚園・療育機関等と保護者が協力して、就学前の様子や配慮してきたことなどを、「就学引き継ぎシート《様式1》《様式2》」に記入し、就学先の小学校へ引き継ぎ書類とします。

シートの活用を希望する家庭が保育所(園)・認定こども園・幼稚園・療育機関等と相談して、子どもの健康の状態や人とのかかわり、活動などで配慮が必要なことがらを記入し、教育委員会を通じて就学先の小学校に引き継ぎます。

就学先の小学校では、「就学引き継ぎシート」に書かれた内容をもとに、一人ひとりのこれまでの成長・発達の歩みを大切にしながら、学校に入学してからも学習の積み重ねができるよう、また、入学前の保護者との面談や保育所(園)・認定こども園・幼稚園等との引き継ぎ会の際に活用し、子どもたちの様子や必要な支援の方法・配慮など就学後の教育的支援を考えていく資料とします。

保護者のみなさまへ

箕面市教育委員会

### 「就学引き継ぎシート《様式1》、《様式2》」作成について(ご案内)

日頃より、本市の教育施策にご理解、ご協力いただきましてありがとうございます。  
本市では、小学校に就学するすべての子どもたちが楽しい学校生活をスタートできるように、保育所(園)・認定こども園・幼稚園・療育機関等での様子や配慮してきたことなどを、小学校に引き継ぐための「就学引き継ぎシート《様式1》、《様式2》」を作成し、活用に取り組んでいます。

小学校では、「就学引き継ぎシート《様式1》または《様式2》」に書かれた内容をもとに、おさま一人ひとりのこれまでの成長・発達の歩みを大切にしながら、学校に入学してからも学習の積み重ねができるよう、入学前に保護者のみなさまとの面談や保育所(園)・認定こども園・幼稚園等との引き継ぎ会を実施し、おさまの様子や必要な支援の方法及び配慮など就学後の教育的支援を考えていく資料といたします。

この趣旨をご理解の上、シートの作成と小学校への引き継ぎを希望される方は、保育所(園)・認定こども園・幼稚園等にご相談ください。

なお、不明な点がございましたら、保育所(園)・認定こども園・幼稚園等、または下記の箕面市教育委員会 人権施策課にご相談ください。



\*「就学引き継ぎシート」の活用希望者には、  
・シートの様式  
・左のような案内文  
・入学までの教育相談の流れ  
を配布し、就学に向けての心配や戸惑いが少なくなるよう案内します。

### 「就学引き継ぎシート」作成・活用の流れ

①「就学引き継ぎシート」は、保育所(園)・認定こども園・幼稚園等にあります。

②「就学引き継ぎシート」の作成希望者は、保育所(園)・認定こども園・幼稚園等に、その旨を伝えます。

③「就学引き継ぎシート」の作成希望者は、保育所(園)・認定こども園・幼稚園等と協力してシートの記入を行います。

④保育所(園)・認定こども園・幼稚園等を通じて教育委員会に「就学引き継ぎシート」を提出します。(保育所(園)・認定こども園・幼稚園等と家庭が控えを持ちます。)

⑤教育委員会は、「就学引き継ぎシート」を就学先の小学校へ引き継ぎます。

⑥「就学引き継ぎシート」を受け取った小学校は、必要に応じて保育所(園)・認定こども園・幼稚園等との引き継ぎ会や保護者との個人懇談を実施し、入学後の指導に活用します。

# 就学引き継ぎシート

《様式1》対象: 市立小学校支援学級入級や府立支援学校入学を検討している場合

就学に際して生活、保健、健康に配慮を要する児童の就学引き継ぎシート		【様式1】	
記載年月日 平成 年(20 年) 月 日			
ふりがな	性別 男・女	生年月日	平成 年(20 年) 月 日生
児童名	連絡先 Tel.	就学先	小学校
保護者名	住所 箕面市	兄弟姉妹(年齢)	
保育所(園)・認定こども園 幼稚園・保育施設等	Tel.	担任名	(記載者)
①診断名	診断名	診断者	(病院名 年 月)
	手帳の種類(○で囲む) 療育手帳 A B1 B2 精神障害者保健福祉手帳 1級 2級 3級 身体障害者手帳 級		
②状態像	検査結果等、専門機関からの情報を添付する場合は「ある」に○をします。		
③医療・専門機関等の情報(検査・別添歴など)	関係機関からの資料 あり/なし		
※全ての項目に記入する必要はありません。支援が必要と思われる項目にご記入ください。			
④日常生活活動(ADL)	状態	支援・対応(こうしたらうまくいったなど)	
	更衣		
	排		
	進		
	食		
	事		
動	就学後も引き続き教育支援が必要と思われる内容や配慮事項などに関する ことを記入します。 全てに記入する必要はありません。就学に際して必要な項目を記入します。		
その他			
⑤言語	理解	状態	支援・対応
⑥運動	粗大運動 手の巧緻性		
⑦社会性・対人関係			
⑧行動等の特徴(こだわり、危険探知等)			
⑨興味・関心(好きな遊び・キャラクター等) 好きなもの 嫌いなもの			
⑩家庭での様子			
⑪本人及び保護者の希望			
⑫その他			
親等の希望(番号に○をください)	(1) 支援学校 豊中支援学校・箕面支援学校・その他( )	(4) 1と2で検討中	
	(2) 小学校の支援学級 (主に通常の学級で学習し、支援担当者がつかう)	(5) 2と3で検討中	
	(3) 小学校の通常の学級(支援担当者は無し)		
このシートを、引き継ぎ資料とすることに了解いたします。			
平成 年(20 年) 月 日		保護者名	印

※各シートの様式や記入例は、42ページ以降を参照

《様式2》対象: 市立小学校支援学級入級や府立支援学校入学は考えていないが、就学に関して心配な点があり、ていねいな引き継ぎを希望している場合

就学に際して、心配なことや配慮が必要と思われることを家庭で記入します。気をつけていること、工夫していることなども記入します。

上記の点について保育所(園)・認定こども園・幼稚園等での様子と配慮している点など、小学校に引き継ぎたいことなどを記入します。

医療や療育機関等の関係諸機関の情報があれば記入します。検査結果等資料を添付する場合はいつ頃提出するかも記入します。

**\* 記載される内容はお子さんやご家族にとっての重要な個人情報ですので、作成から活用まで十分に配慮し、目的以外の使用はしません。**

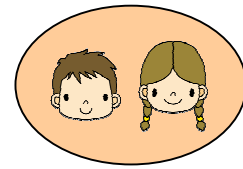


就学に際して生活、保健、健康に配慮を要する児童の就学引き継ぎシート		【様式2】	
記載年月日 平成 年(20 年) 月 日			
ふりがな	性別 男・女	生年月日	平成 年(20 年) 月 日生
児童名	連絡先 Tel.	就学先	小学校
保護者名	住所 箕面市	兄弟姉妹(年齢)	
保育所(園)・認定こども園 幼稚園・保育施設等	Tel.	担任名	
1. 保護者から			
①お子様のごで心配な点・配慮が必要と感じられていること・保護者の希望や願いなど		②家庭で気づいていること、大切にしていることなど	
2. 保育所(園)・認定こども園・幼稚園等就学前の機関から(所・園等の先生が記入してください。)			
①所・園等での様子		②指導で大切にできたこと(活動・遊び・日常生活の中で)	
		③担任から学校に伝えたいこと	
3. 関係諸機関(医療・療育機関等の情報)			
医療機関 [ 病院 ]	科 [ ]	PT	OT
機能訓練 施設 [ ]	PT	OT	ST
相談機関 [ 発達相談 ]	教育センター	他 [ ]	
その他(療育機関、等) [ ]			
関係機関からの資料 機関名 [ ]	あり / なし	支援シートに添付	後日提出 [ ] 月頃 / 入学後 [ ]
このシートを、引き継ぎ資料とすることに了解いたします。			
平成 年(20 年) 月 日		保護者名	印

# 小学校・中学校

支援学級に在籍する児童生徒はもとより、  
学習活動やコミュニケーションの  
取り方などに困難を感じている  
通常の学級に在籍する児童生徒  
一人ひとりの教育的ニーズに応じた  
『ともに学び、ともに育つ』教育を進めます。

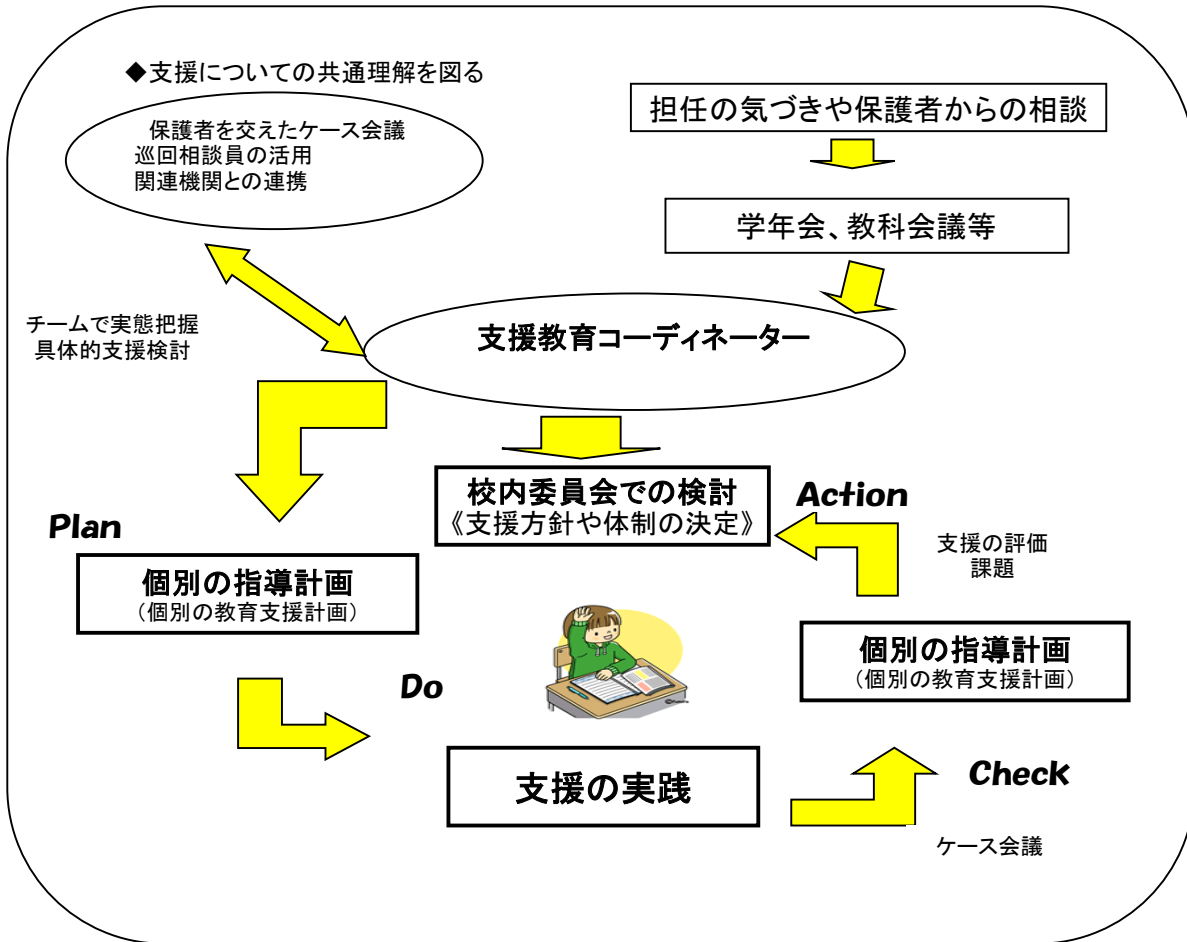
# 小中学校における支援教育のめざすもの



## 『ともに学び、ともに育つ』教育の実践

《支援教育の理念》 支援学級に在籍している児童生徒はもとより、通常の学級に在籍している学習活動やコミュニケーションの取り方などに困難を感じている児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行う教育。

### 気づきから、効果的な支援へ



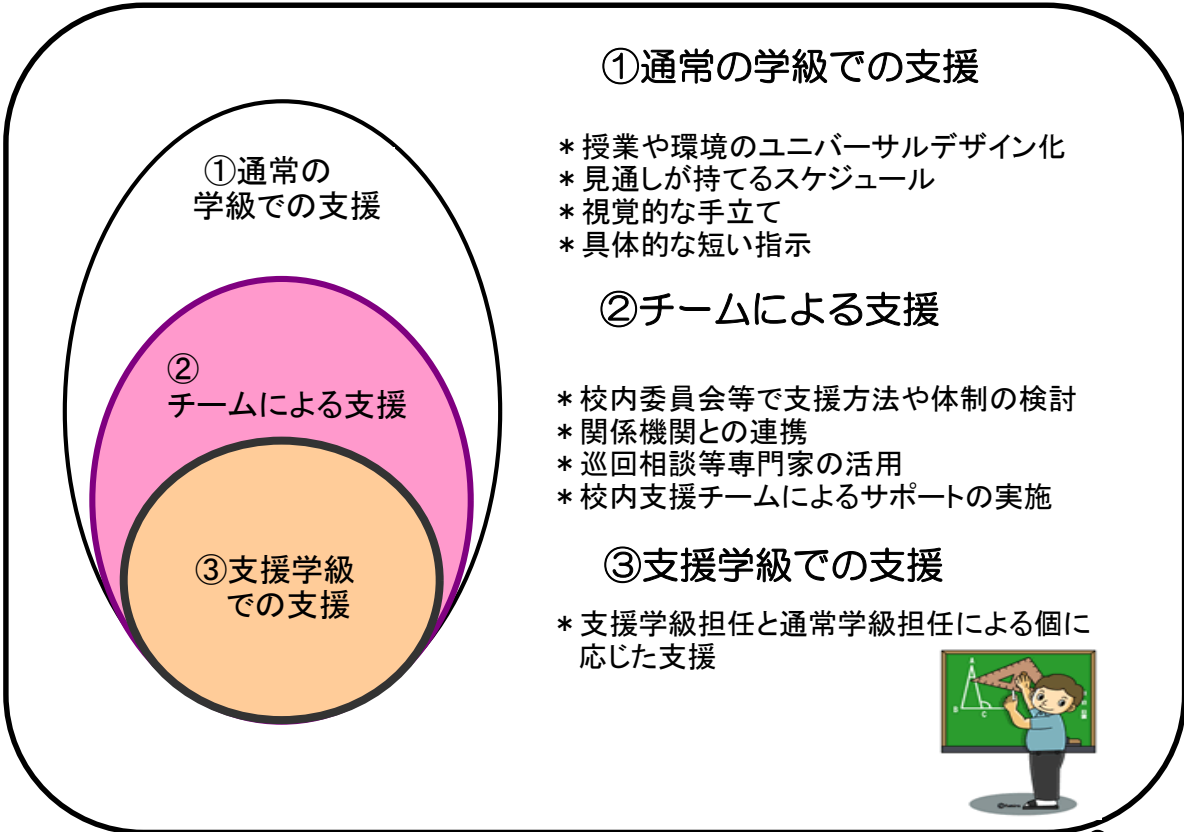
#### ケース会議

支援教育コーディネーターを中心に、専門家等の助言や保護者の意見を取り入れながら、支援の必要な子どもの実態を把握し、具体的な支援策を協議して、学校全体の協力体制を組みます。

#### 支援教育コーディネーター

支援に向け、校内外の適切な人材や保護者、関係機関をつなげていくキーパーソンです。保護者の相談窓口、関係機関との連絡調整、実態把握や課題分析のための情報を収集・整理したり、研修の企画や校内委員会の運営の中心を担います。

## 教育的支援の必要な児童生徒への校内支援体制



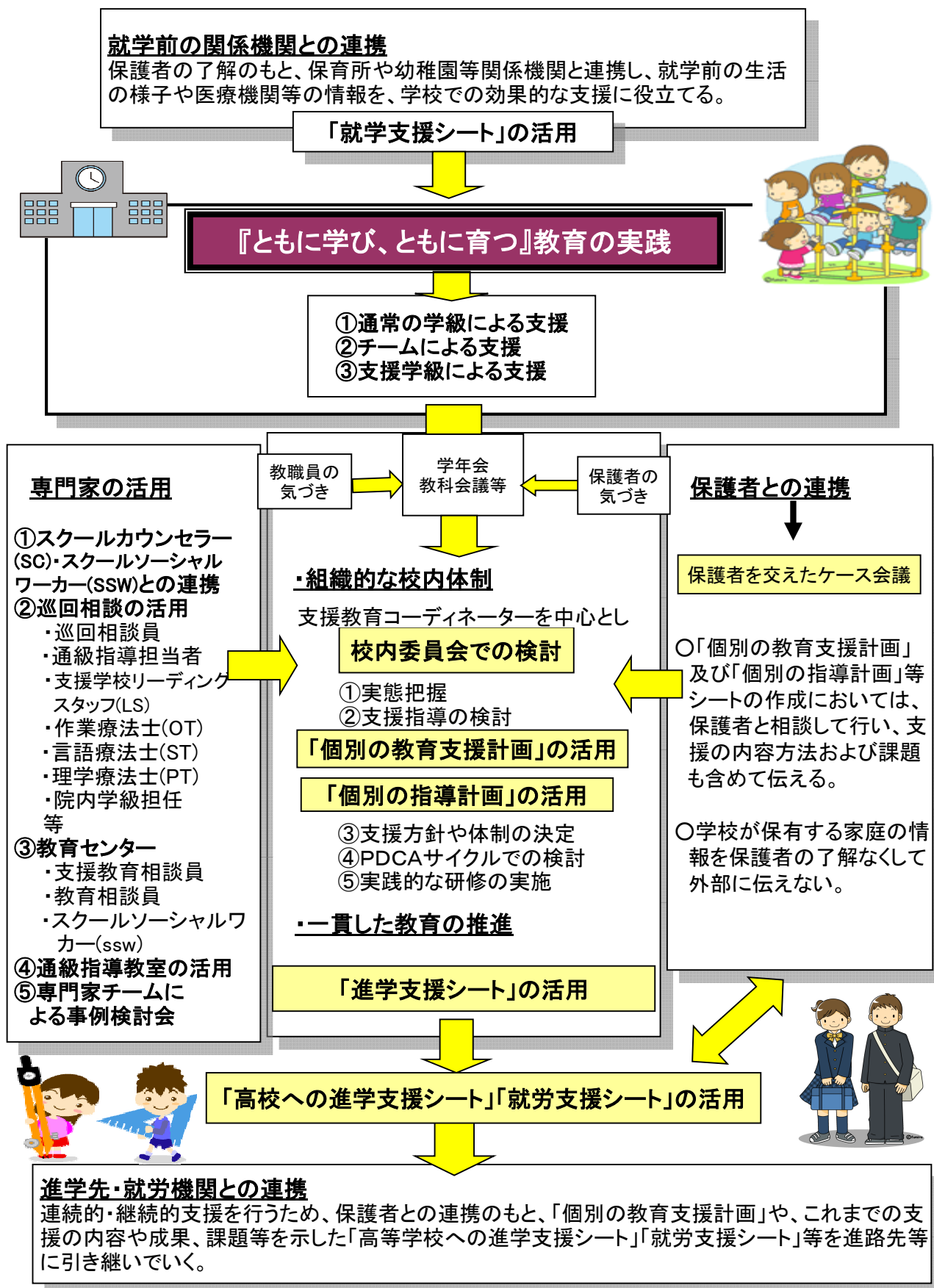
## 学校が進める支援教育推進に向けた支援連携体制

**「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」に基づく指導**

**支援学級では**  
 支援学級在籍児童生徒の教育的ニーズに応じた指導方法の検討、教材教具の作成・教育環境の整備について検討し、通常の学級担任とともに連携した支援を行います。

**※ユニバーサルデザイン(UD)とは...**「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人利用可能であるようにデザインすることをいいます。学校生活においても、すべての教職員が普段から授業や教室環境への配慮を工夫し、障害のある子どもはもちろんのこと学びや育ちに支援の必要な子ども視野に入れた「すべての子どもが安心して楽しく学校生活を過ごすための工夫や支援」のことをいいます。  
 つまり「支援の必要な子どもには『ないと困る』支援、どの子どもにも『あると便利』な支援を増やしていくことが通常の学級における授業や環境のユニバーサルデザイン化であり、箕面市がめざす『ともに学び、ともに育つ』教育の実践です。

■学校体制充実のために



## ■「個別の指導計画」の作成と活用

### 「個別の指導計画」とは・・・

「個別の指導計画」は、特別な教育的支援を必要とする児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、目標と指導内容・方法を明確にして、適切な指導・支援と評価を行うために作成します。

「個別の指導計画」は、児童生徒一人ひとりの障害の状態等に応じたきめ細やかな指導が行えるよう、学校における教育計画や指導計画、該当児童生徒の「個別的教育指導計画」等を踏まえて、より具体的に児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだもので、学校と保護者が連携して作成する児童生徒一人ひとりの指導計画といえます。

本人、保護者の希望や願いを日頃から把握しておくことが大切です。面談等を利用して、率直な願いを聞き、多くの情報を得て、手立てを考える材料としていきます。

#### 【個別の指導計画作成について】

- ① 該当児童生徒の現在の状態像、指導の目標や具体的な手立て、家庭での取組等について記入します。
- ② 目標や具体的手立てについての評価を行い、定期的に目標や計画を修正していきます。
- ③ 担任以外の支援者も検討しながら計画を作成します。



基本的な生活習慣にかかわる項目、社会性や対人関係にかかわる項目、学習に関する項目等、学校や家庭での生活で観察される状況や配慮事項等具体的に記入します。

長期目標は1年間、短期目標は学期を目安として設定します。手立ては、目標を達成するために必要な指導方法や手段などを具体的に示します。

担任以外に誰がどんな場面で支援者となっていくか考えながら作成していきます。

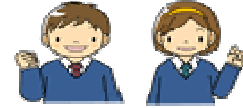
#### 【個別の指導計画の効果】

- ① 該当児童生徒の実態を多角的に把握し、教員相互の共通理解を図ることができる。
- ② 保護者に対して、学校として対応することを的確に伝えることができる。
- ③ 専門機関や専門家に巡回相談等を依頼する際の基礎資料の役割を果たす。
- ④ 成果を振り返り、次年度の指導への引継ぎ資料として活用できる。

個別の指導計画				記入日： 年 月 日 記入者( )					
氏名	学年・組	年 組	担任名						
現在の 実態	子どもの願 ひ(保護者・ 好きなこと)	支援学級在籍児童生徒の場合、支援学級担任名・通常学級担任名を記入します。							
	生活面								
	運動手先								
	学習態度								
	基礎的					国語			
						算数			
	その他の教科								
						社会性 対人関係			
	学習面					今年度の目標(長期目標)	主な指導の場		
	社会性 対人関係								
( ) 学期の取り組み									
	指導目標(短期目標)	形態 (指導者)	具体的手だて	評価					
※指導形態(指導者) ①担任 ②支援学級担任 ③TT ④支援チーム ⑤通級指導 ⑥家庭									
指導・支援の評価と来期の方向性									

目標や具体的手立てについての評価を行い、学期ごとに修正していきます。

# ■小学校から中学校への「進学支援シート」、及び「転学支援シート」について 小中の連携による 一貫した教育・支援の推進



## ・「進学・転学支援シート」の活用

小学校から、中学校へ進学する際には、保護者の同意に基づき、「就学引き継ぎシート」の趣旨と同様に「進学支援シート」を作成します。

この「進学支援シート」は「個別の教育支援計画」とともに進学先の中学校への引継ぎ資料となります。転学する際も同様に、保護者の同意に基づき、「転学支援シート」を転学先の学校へ送ります。

小学校卒業時の基本的な生活習慣にかかわる項目、社会性や対人関係にかかわる項目等、学校生活や家庭で観察される状況や配慮事項等具体的に記入します。

工夫した指導内容や支援、声かけや介助・補助の仕方などを記入します。

小学校で、具体的にを行った支援や対応を記入します。

家庭での様子や、本人や保護者が中学校に伝えておきたいこと等を記入します。

各教科での学習の様子や配慮事項、学習内容、学習形態等を記入します。

個に応じた教材を使用していた場合には、教材の内容や種類等を記入します。

小学校から中学校への進学支援シート				
		記載年月日 平成 年(20 年) 月 日		
ふりがな		性別	生年月日	平成 年(20 年) 月 日生
児童名				
小学校	箕面市立 小学校 TEL(072-	) 記載者		
	状態		支援・対応	
①日常生活(A DL)	更衣			
	排泄			
	食事			
②言語面	聴			
	理			
	表現			
③運動面	会話			
	粗大			
④情緒面				
⑤対人関係(友だちとの関係)				
⑥行動等の特徴(こだわり等)				
⑦興味関心	好き			
	嫌い			
⑧家庭での様子				
⑨保護者・本人の希望				
学習について				
	状態	入り込み(進捗)割合	支援	教材
教科				
国語				
算数				
理科				
社会				
体育				
図工				
音楽				
総合				
英語				
自立活動				
休み時間				
この個票を中学校との引継ぎ資料として了解いたします。				
平成 年(20 ) 月 日 保護者名 _____ 印				



# 中学校卒業後

本人や保護者の同意に基づき  
一貫した支援連携のため  
中学校から卒業後の進路先へ  
「進学支援シート」を活用した  
引継ぎを行います。

# ■中学校から進学先への「進学支援シート」について 一貫した支援連携のため、卒業後の進路先への引継ぎを！



中学校を卒業する際にも、本人や保護者の同意に基づき、中学校から卒業後の進路先に「進学支援シート」を引き継ぎ資料として作成します。

中学校生活の状況を具体的な例を挙げて記入していきます。生活面や対人関係・学習面の情報はもちろんのこと、行事や集団生活での様子等、具体的なエピソードを記入します。



工夫した指導内容や支援、声かけや介助・補助の仕方などを記入します。

中学校卒業時の基本的な生活習慣にかかわる項目、社会性や対人関係にかかわる項目等、学校生活や家庭で観察される状況や配慮事項等具体的に記入します。

家庭での様子や、本人や保護者が進学に際して、進学先に伝えておきたいこと等を記入します。

各教科での学習の様子や配慮事項、学習内容、学習形態等を記入し、進学先高等学校等の教科学習がスムーズにスタートできるよう伝えます。

各教科以外の個別学習等を行っていた場合は、その様子や指導内容を記入します。

行事や集団生活での様子等具体的なエピソードを記入します。

中学校から進学先への進学支援シート									
ふりがな		記載年月日 平成 年(20 年) 月 日							
生徒名	性別	男・女	生年月日	平成	年(20 年)	月	日生		
中学校	英前市立	中学校 TEL( )					記載者		
状態					支援・対応				
①日常生活活動(A・B・C)	衣食住								
②言語面	解会								
③運動面	遊遊								
④情緒面	大平								
⑤興味・関心	好								
⑥家庭での様子									
⑦本人及び保護者の希望									
学習について									
教科	状態	入込・抽出	内容	支援	教材				
社会									
技術家庭									
総合									
自立活動									
学習活動									

個に応じた教材を使用していた場合には、教材の内容や種類等を記入します。

この個案を進路先との引継ぎ資料として了解いたします。  
平成 年(20 年) 月 日 保護者名 印

## ■大阪府の府立高等学校における知的障がいのある生徒に対する取組み

### 《知的障がい生徒自立支援コース》

★応募資格

- ①3月に大阪府内の中学校を卒業する見込みの者
- ②療育手帳を所持している者又は児童相談所等の公的機関により知的障がいを有すると判定を受けた者
- ③自主的な通学が可能である者

★学力検査等

・学力検査は実施しない ・自己申告書に基づいて個人面接(保護者同伴が原則)

★実施校

学科名等	高等学校名	
	府立	市立
普通科 知的障がい生徒自立支援コース	阿武野、八尾翠翔	市立桜宮
普通科総合選択制 知的障がい生徒自立支援コース	枚方なぎさ	
フラワーファクトリー科・環境緑化科・バイオサイエンス科 知的障がい生徒自立支援コース	園芸	
機械工学科・電気工学科・理工学科 知的障がい生徒自立支援コース		市立東淀工業
総合学科 知的障がい生徒自立支援コース	柴島、松原 堺東、貝塚	
総合学科(エンパワメントスクール) 知的障がい生徒自立支援コース	西成	

### 《共生推進教室》

★応募資格

- ①～③は自立支援コースと同様

★学力検査等

・学力検査は実施しない ・自己申告書に基づいて個人面接(保護者同伴が原則)

★府立高等学校内に設置する共生推進教室

設置校(学科)		本校(知的障がい高等支援学校)
府立千里青雲高等学校	総合学科	府立とりかい高等支援学校
府立北摂つばさ高等学校	普通科 総合選択制	
府立芦間高等学校	総合学科	府立むらの高等支援学校
府立緑風冠高等学校	普通科 総合選択制	
府立枚岡樟風高等学校	総合学科	府立たまがわ高等支援学校
府立金剛高等学校	普通科 総合選択制	
府立信太高等学校	普通科	府立すながわ高等支援学校
府立久米田高等学校	普通科	

#### 療育手帳の更新手続き

出願時に療育手帳の有効期限が切れている場合は出願できません。「次の判定年月」確認し10月末までに更新申請を行います。

■障がいのある生徒に対する高等学校入学者選抜における受験上の配慮■

障がいのある生徒の高等学校への受入れに関しては、入学者選抜において、障がいがあるという理由で、不合理な取扱いがされることのないよう、選抜実施要項や実施細目の改善を図っています。

■障がいのある生徒に対する配慮 (H23.3現在)

種 類	対 象 者	内 容	検査室
1. 学力検査 時間の延長	①点字による受験者 ②強度の弱視者で、良い方の眼の矯正視力が0.15未満の者 ③体幹の機能障がいにより座位を保つことができない者又は困難な者 ④両上肢機能の障がい著しい者 ⑤その他、障がいの状況等により、時間延長の必要があると認められる者	①各検査教科等に規定した学力検査時間の1.5倍 ② } ③ } 各検査教科等に規定した ④ } 学力検査時間の約1.3倍 ⑤ }	別室
2. 代筆解答	障がいにより、筆記することが不可能又は困難なため、代筆による解答を希望する者	(1)代筆解答のみ (2)代筆解答及び学力検査時間の延長(約1.3倍)	別室
3. 介助者の 配置	障がいの状況により、受験に際して介助が必要と認められる者	(1)介助のみ (2)介助及び学力検査時間の延長(約1.3倍) 〈注〉介助の内容については、別途、高等学校を設置する教育委員会と協議する。 なお、介助者については、検査室内に原則として中学教諭を1名配置する。	別室
4. 英語のリスニングテストの筆答テストによる代替	原則として、両耳の聴力レベルが30デシベル以上の者で、補聴器を使用しても語音が明瞭に聞き取れない者	筆答テストによる代替	リスニングテストのみ別室

必ず、確認しましょう！！

配慮受験や特別入試に関することについては、正式な手続き以前でも市教育委員会や・府教育委員会・高等学校などの関係機関との連携・情報共有が大切です。

また、年度によって応募資格・受験方法等に変更がある場合がありますので、必ず、最新情報を確認しましょう。

# 児童生徒が利用する児童福祉サービス 「放課後等デイサービス」

児童生徒が放課後や夏休み等の休業日に利用する「放課後等デイサービス」の制度と現状、学校との連携促進について紹介しています。

## はじめに

児童生徒は、充実した学校生活を送るとともに、自分らしく豊かな生活を送るため、児童福祉法に基づく放課後等デイサービスや、障害者総合支援法にもとづく障害福祉サービスを利用しています。特に放課後等デイサービスは、児童生徒にとって、療育（生活能力の向上）を目的とした場であるとともに、放課後や夏休み等の休業日の居場所のひとつにもなっています。平成24年度の制度新設以降、利用する児童生徒が増え続けています。子どもの成長を支援するためには、教育、福祉、医療等の関係機関や保護者が、必要に応じて支援の内容や方針を共有していくことが大切です。現在、放課後等デイサービス事業所も、その関係機関のひとつになっています。

### (1) 放課後等デイサービスとは

根拠等：児童福祉法に定められた障害児通所支援サービスのひとつです。

経 過：障害児支援の強化のため、平成24年度の児童福祉法改正により、小学校1年生から高校3年生までの児童生徒を対象としたサービスとして新設されました。

制度開始時は、利用者は20名程度でしたが、平成28年度末で、約250名となっています。

費 用：有料。利用にかかる費用の1割を負担（世帯の所得区分による上限あり）

< 参考 児童福祉法に基づく障害児通所支援サービスの内容 >

障害児通所支援サービス名	対象児	内 容
児童発達支援	未就学児	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援
医療型児童発達支援	未就学児 (身体障害のある児童)	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援及び治療
放課後等デイサービス	小学校1年生～高校3年生	授業の終了後または夏休みなどの長期休業日に行う、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援
保育所等訪問支援	高校3年生まで	発達支援を行う施設の職員が、保育所(園)、幼稚園、認定子ども園、学校等に訪問し集団生活への適応のために行う専門的な支援

## (2) 放課後等デイサービス事業所について

平成28年3月現在、市内にある放課後等デイサービスを実施する事業所は19か所となっています。事業所名や住所等については、市ホームページから検索できます（下記アドレス参照）。具体的な支援の内容は事業所のホームページで確認できます。

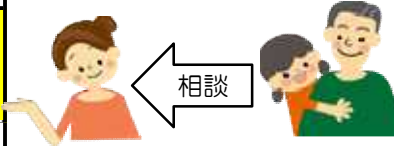
[https://www.city.minoh.lg.jp/hokenfukushi\\_c/documents/shougaizituusho\\_1.pdf](https://www.city.minoh.lg.jp/hokenfukushi_c/documents/shougaizituusho_1.pdf)

放課後等デイサービス事業所の指定および指導、監査の権限は、大阪府が有していますが、事業所についてのご相談は、市子どもすこやか室総合保健福祉センター分室（電話 072-727-9520）でも受け付けています。

市外事業所は、事業所所在の市・都道府県ホームページ、各事業所ホームページで、検索できます。

児童生徒は、市内の事業所だけでなく、より特色のある事業所を求め、市外の放課後等デイサービス事業所も利用しています。

## (3) 地域における障害のある児童生徒が利用するサービス等の全体像

	所 属	利用できる福祉サービス		
就学前	在宅 保育所（園） 幼稚園 認定子ども園	児童福祉	児童発達支援	<b>相談支援事業所*1</b>  福祉サービスを利用するには、障害児支援利用計画を相談支援事業所で作成してもらう必要があります（障害児相談支援）。 場合によっては、自ら作成するセルフプランを利用する場合もあります。
			医療型児童発達支援	
保育所等訪問支援				
障害福祉サービス（各種）				
就学後	小学校 中学校 高校 支援学校	児童福祉	放課後等デイサービス	 相談支援専門員      親子
			保育所等訪問支援	
		障害福祉サービス（各種）		

### \*1 相談支援事業所とは

障害のある児童や大人のサービス利用の相談に応じ、障害児支援利用計画等の作成や見直し支援を行う障害者総合支援法に基づく事業所です。

## (4) 放課後等デイサービス利用の流れ

スタート!



### ●新規利用の場合

初めてサービスを利用する場合の相談は、  
子どもすこやか室総合保健福祉センター分室（下記）で受け付けています。

#### ① 利用者が相談支援事業所（\*1参照）へ相談

- ・相談支援事業所が障害児支援利用計画（案）を作成

#### ② サービスの利用申請

- ・申請先 子どもすこやか室総合保健福祉センター分室  
電話 072-727-9520
- ・申請受理後、支給決定を行い、利用者あて受給者証を送付
- ・放課後等デイサービス事業所についての相談も受付

#### ③ 利用者が放課後等デイサービス事業所と契約

#### ④ 放課後等デイサービス事業所へ通所開始

- ・放課後等デイサービス個別支援計画を作成し、支援を実施

## (5) 放課後等デイサービスを利用している児童生徒の生活の流れ

生活の流れ		過ごす場所
起床	↑	ご家庭
登校		
下校	↓	学校
送迎		
放課後	↑	事業所
送迎		
帰宅	↓	ご家庭
就寝		

引継ぎ

引継ぎ

連携



●送迎サービスを提供している事業所が多くあります。

（学校 ⇒ 事業所 ⇒ ご家庭）

●児童生徒が安心して過ごすため、保護者の希望や児童生徒の状況に応じて、日々の引継ぎを行ったり、ご家庭、学校、事業所等の連携が必要です。



## (6) 放課後等デイサービス事業所の取り組み

放課後等デイサービス事業所は、下記のように個別支援計画を作成し、目標設定のうえ計画の見直しも加えながら、児童生徒へサービスを提供しています。

### ① 相談支援時の状況把握

- ・相談支援事業所が作成した障害児支援利用計画等の状況を把握します。

### ② アセスメント

- ・保護者や本人のニーズ・現状を把握し、課題の整理を行います。

### ③ 放課後等デイサービス個別支援計画を作成

- ・到達目標の設定、計画の作成を行います。
- ・利用者へ説明し、計画書を渡します。



### ④ 計画の実施（サービス提供）、モニタリングと計画の見直しと修正

- ・少なくとも6か月に1回以上の見直しを行います。

### ⑤ 計画の実施

- ・①～⑤の手順を繰り返します。

## (7) 放課後等デイサービスを利用する児童生徒の支援に関わる計画

児童生徒の学校生活では、学校が作成する「個別の指導計画」に基づき、一貫した指導や支援が行われています。

一方で、児童生徒が放課後等デイサービスを利用するにあたって、「障害児支援利用計画」（参考資料1）、「放課後等デイサービス個別支援計画」（参考資料2）が作成され、保護者や本人の希望する生活やニーズ、現状や課題に基づき支援が行われています。

保護者や児童生徒のニーズに基づき、それぞれの計画の内容を共有することで、子どもたちへ、より効果的な教育や支援を行っていくことができます。

平成24年4月18日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課連名通知「児童福祉法等の改正による教育と福祉の連携の一層の推進について」に、同趣旨の内容が記載されています。

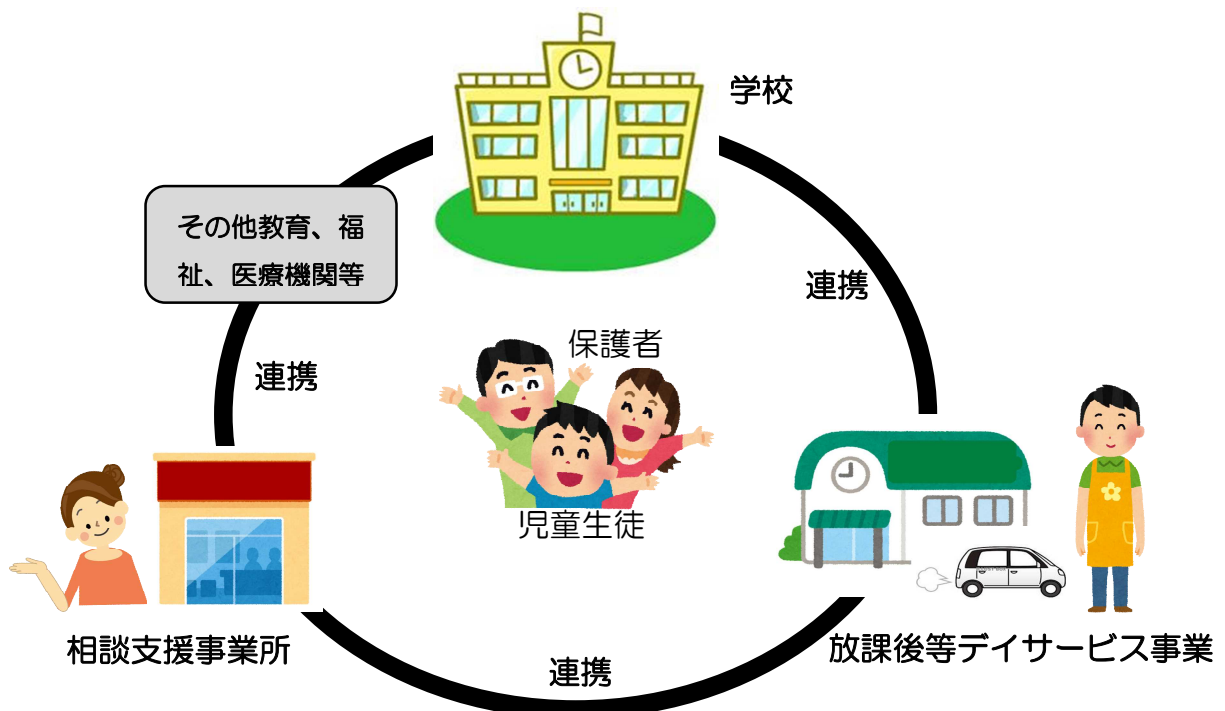
## (8) 学校と放課後等デイサービス事業所の連携促進の取り組みについて

平成24年度の制度新設以降、放課後等デイサービスの利用者は増加し続けています。放課後等デイサービスを実施する事業所も増え、児童生徒は、市内だけでなく市外の事業所も利用しています。

送迎サービスを提供している放課後等デイサービス事業所が多くあります。そのため、放課後に学校から直接事業所へ行く児童が多く、学校から事業所へ、保護者や児童生徒のニーズに基づき、口頭、メモ、連絡ノートなどにより日々の連絡を行っています。さらに、情報共有のため、学校の年間予定表や月間予定表などを事業所へ渡している場合もあります。また、支援の方向性を同じくするため、学校の「個別の指導計画」、相談支援事業所が作成する「障害児支援利用計画」、放課後等デイサービス事業所が作成する「放課後等デイサービス個別支援計画」の内容を共有している事例も一部あります。このように学校と放課後等デイサービス事業所との間でさまざまな連携が始まっています。しかし、このような連携の内容や手法について、学校、事業所、保護者、関係機関から意見を聞いたり、共有する機会がなく、連携促進に向けての取り組みが課題となっていました。

以上の状況をふまえ、平成28年度に、学校と放課後等デイサービス事業所とのスムーズな引継ぎ方法や連携体制の調査研究のため、市教育委員会子ども未来創造局人権施策課が、国の「放課後等福祉連携支援事業」を受託しました。

平成28年11月～平成29年3月にかけて、2名の調整員が調査研究に取り組み、事業所・学校へのアンケート、モデル校における実践、関係機関・学校・保護者へのヒアリング、支援連携協議会での協議検討等を経て、別冊にまとめました。今後の学校と放課後等デイサービス事業所の連携促進ため、ぜひご活用ください。



サービス等利用計画案・障がい児支援利用計画案(例)							様式1-1
利用者氏名	障害程度区分	相談支援事業者名					
障害福祉サービス受給者証番号		計画作成担当者					
地域相談支援受給者証番号	通所受給者証番号						
計画案作成日	モニタリング期間(開始年月)	利用者同意署名欄					
希望する生活	利用者:						
	家族:						
総合的な援助の方針							
長期目標							
短期目標							
優先順位	本人のニーズ	支援目標	達成時期	福祉サービス等 種類・内容・量(頻度・時間)	本人の役割	評価 時期	その他留意事項
1							
2							
3							
4							
5							
6							
「厚生労働省「サービス等利用計画・障がい児支援利用計画等様式例」を一部改変							

放課後等デイサービス個別支援計画書

事業所名:

支援期間 平成 年 月 ~ 平成 年 月		作成日	年 月 日	作成者	
		説明日	年 月 日	利用者 (通所給付決定保護者)	
利用者名	生年月日	住 所		連絡先	
様	平成 年 月 日 ( 歳)	〒 -		TEL: ( )	FAX: ( ) 携帯: ( )
本人(家族)の希望					
援助目標	長期目標				
	短期目標				
目標設定の理由等					
到達目標			具体的な支援方法		
①					
②					
③					
期間終了後の 評価年月日 平成 年 月 日					
交付日	年 月 日	利用者確認印		印	

# 関係資料

- ・「個別の教育支援計画」《様式》
- ・「就学引き継ぎシート」《様式1》《記入例》
- ・「就学引き継ぎシート」《様式2》
- ・「個別の指導計画」 《様式》
- ・小学校から中学校への「進学支援シート」《様式》
- ・中学校から進学先への「進学支援シート」《様式》
- ・リーフレット「箕面市の支援保育・教育」
- ・リーフレット「箕面市通級指導教室のご案内」



# 個別の教育支援計画

<small>ふりがな</small>									
名まえ				性別		生年月日	平成 年 ( 年 ) 月 日生		
保護者名				連絡先	TEL		学校園名		
住所	箕面市						家族構成		
①診断名	診断名				診断者	(病院名 年 月)			
	手帳の種類 (○で囲む)	療育手帳 A B1 B2	精神障害者保健福祉手帳 級	身体障害者手帳 級	手帳なし				
②本人の特徴に関わる こと・生活の ようす									
③生育歴・ 健診時の 状況等									
④医療・専門機関等の 情報 (検査・訓練歴など・ 歯科や、かかりつけの 医院も含む)	最新検査					検査年月			
	検査結果					検査機関			
	医療			担当		期間・投薬 支援内容等			
				担当		期間・投薬 支援内容等			
				担当		期間・投薬 支援内容等			
				担当		期間・投薬 支援内容等			
				担当		期間・投薬 支援内容等			
	療育 相談等			担当		期間・頻度 支援内容等			
			担当		期間・頻度 支援内容等				
			担当		期間・頻度 支援内容等				
放課後等 デイサー ビス の利用	相談支援事業所名	相談支援専門員		利用している事業所 (曜日、頻度)					
その他の福祉 サービス、 習い事等 /週 /月									
⑤本人及び 保護者の希望 (現在のみでなく、 将来も見通して)									
⑥長期目標 (3年間を見 通して)						⑦評価 3年目 に 記入			

この「個別の教育支援計画」の記載内容を了解し確認しました。

平成 年 (20 年) 月 日・(記載者 ) 平成 年 (20 年) 月 日 保護者名 \_\_\_\_\_ 印

平成 年 (20 年) 月 日・(記載者 ) 平成 年 (20 年) 月 日 保護者名 \_\_\_\_\_ 印

平成 年 (20 年) 月 日・(記載者 ) 平成 年 (20 年) 月 日 保護者名 \_\_\_\_\_ 印

就学之际して生活、保健、健康に配慮を要する児童の**就学引き継ぎシート**

《様式1》

記載年月日 平成 年(20 年) 月 日

ふりがな		性別	男・女	生年月日	平成 年(20 年) 月 日生
児童名		性別	男・女	生年月日	平成 年(20 年) 月 日生
保護者名		連絡先	Tel.		就学先 小学校
住所	箕面市			兄弟姉妹(年齢)	
保育所(園)・認定こども園 幼稚園・療育機関等	Tel.			担任名	

(記載者)

①診断名	診断名		診断者		(病院名 年 月)
	手帳の種類 (○で囲む)	療育手帳 A B1 B2	精神障害者保健福祉手帳 1級 2級 3級		
		身体障害者手帳 級			
②状態像					
③医療・専門 機関等の情 報(検査・訓 練歴など)	関係機関から の資料				
	あり・なし				

※全ての項目に記入する必要はありません。支援が必要と思われる項目にご記入ください。

		状態	支援・対応(こうしたらうまくいったなど)
		更衣	
④日常生活 活動 (ADL)	排泄		
	食事		
	移動		
	その他		



		状態	支援・対応
⑤言語面	理 解		
	表 現		
	ケ コ ー ミ シ ョ ン ニ		
⑥運動面	粗 大 運 動		
	手 の 巧 緻 性		
⑦社会性・対 人関係			
⑧行動等の 特徴(こだわり、危険認知 等)			
⑨興味・関心 (好きな遊 び・キャラク ター・苦手な 感覚等)	好きなもの		
	嫌いなもの		
⑩家庭での 様子			
⑪本人及び 保護者の 希望			
⑫その他			
現在の希望 (番号に○をし てください)	(1) 支援学校 豊中支援学校・箕面支援学校・その他( )	(4) 1と2で検討中	
	(2) 小学校の支援学級 (主に通常の学級で学習し、支援担当者がつく)	(5) 2と3で検討中	
	(3) 小学校の通常の学級(支援担当者は無し)		

このシートを、引き継ぎ資料とすることに了解いたします。

平成 年(20 年) 月 日

保護者名

印

就学之际して生活、保健、健康に配慮を要する児童の**就学引き継ぎシート** 《様式1》

記載年月日 平成 年(20 年) 月 日

ふりがな				性別	男・女	生年月日	平成 年(20 年) 月 日生
児童名				連絡先	Tel.	就学先	小学校
保護者名							
住所	箕面市			兄弟姉妹(年齢)			
保育所(園)・認定こども園 幼稚園・療育機関等	Tel.			担任名		(記載者)	

①診断名	診断名		診断者		(病院名	年 月)
	手帳の種類 (○で囲む)	療育手帳 A B1 B2	精神障害者保健福祉手帳		1級	2級 3級
身体障害者手帳 級						
②状態像	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害や病気の状態について、指導上必要なことや把握しておきたいこと</li> <li>・発作の有無(回数や状況等)</li> <li>・服薬(薬の種類・服薬方法・回数等)</li> <li>・アレルギー等の状況・補聴器や眼鏡等の使用状況</li> <li>・医療的ケアを必要とする場合、ケアの内容等</li> </ul>					
③医療・専門 機関等の情報 (検査・訓練 歴など)	関係機関からの 資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・添付資料がある場合は「個別の教育支援計画添付」等記入し「あり」に○印を、後日、提出する場合は、その旨も記入する</li> <li>・かかりつけの医療機関名(通院期間)、主治医、入院歴、手術歴等</li> <li>・発達検査等の結果や訓練期間(PT・OT・ST)等の状況(担当者名・頻度、等)</li> <li>・今までに相談した関係機関など</li> <li>・就学に向けての装具チェックシート表の有無</li> </ul>				
	ありなし					

※全ての項目に記入する必要はありません。支援が必要と思われる項目にご記入ください。

	状態	支援・対応(こうしたらうまくいったなど)	
④日常生活 活動 (ADL)	更衣	<ul style="list-style-type: none"> <li>・着脱(着替え・靴の履き替えなど)</li> <li>・前後・裏表の理解</li> <li>・介助の方法と程度等</li> <li>・衣服の整理</li> <li>・衣類についてのこだわり</li> </ul>	例: 着衣の前側や靴の両親指側に目印を付けている。友だちと一緒に着替えると気が散ってしまうため、教室内に個別スペースを作り着替えを行っている。
	排泄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排尿・排便頻度(季節による変動含)</li> <li>・意志の表示(有無・方法)</li> <li>・おむつの使用や定時排尿の様子</li> <li>・介助の方法と程度等</li> </ul>	例: 時間を決めてトイレの前まで連れて行くことができるが増えている。大便の後始末は介助が必要。
	食事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・好き嫌いの有無、食べ方、時間など</li> <li>・スプーン・フォーク・箸等の使用状況</li> <li>・自助具の使用状況</li> <li>・介助の方法と程度等</li> </ul>	
	移動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独歩での移動の様子や距離、速度</li> <li>・階段移動の介助の方法と程度</li> <li>・車椅子、バギー等の利用状況と配慮点</li> <li>・歩行器での移動の様子と配慮点</li> <li>・徒歩遠足での配慮点</li> </ul>	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他、必要な配慮や情報</li> <li>・休憩の取り方(場所、時間、方法等)</li> <li>・地震、火災等など緊急時の配慮点</li> </ul>	

	状態	支援・対応	
⑤言語面	理 解	<ul style="list-style-type: none"> <li>指示理解(一対一、一斉指導)</li> <li>サインや絵カード、写真カード等の意味理解</li> <li>平仮名の理解</li> </ul>	例:一斉指導だけでは伝わりにくいので、個別に声かけをしている。写真や絵カードを同時提示すると理解しやすい。
	表 現	<ul style="list-style-type: none"> <li>意志要求の伝達</li> <li>発語(単語、二語文等)</li> <li>発音の誤り</li> <li>吃音、反響言語、場面緘黙</li> </ul>	
	シ コ ミ ユ ニ ョ ニ ケ ン シ	<ul style="list-style-type: none"> <li>コミュニケーションでの受容と表出の手段(言葉・身振り・サイン・カード・手話等)</li> <li>相手との意思疎通(大人・子ども)</li> <li>状況に応じたコミュニケーションについて</li> <li>困っていることの表出有無、表現方法</li> <li>気持ちや感情の表現方法</li> </ul>	
⑥運動面	粗 大 運 動	<ul style="list-style-type: none"> <li>歩行、姿勢保持、走る跳ぶ等の様子</li> <li>動作の模倣</li> </ul>	
	手 の 巧 緻 性	<ul style="list-style-type: none"> <li>手、指の動き(ハサミ、折り紙、等)</li> <li>目と手の協応</li> </ul>	
⑦社会性・対人関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>他者への関わり・関わりの相手</li> <li>集団活動への参加、様子、行動の見通し</li> <li>遊び、簡単なルールの理解等</li> <li>他者の気持ちの理解、表情の読み取り</li> </ul>		
⑧行動等の特徴(こだわり、危険認知等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>興味や関心のある事柄や範囲とその程度等</li> <li>多動性、衝動性、自傷、他傷行為、常同行動、パニック、チック、飛び出し等</li> <li>社会のルールの理解等</li> <li>クールダウンの方法</li> </ul>		
⑨興味・関心(好きな遊び・キャラクター・苦手な感覚等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>人、物、遊び、玩具(キャラクター)、刺激、場所、得意なこと、教材等</li> <li>興味関心のあること等に対する注意集中の時間等</li> </ul>		
	嫌いなもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>苦手な感覚・状況・物・人・場所等</li> <li>回避できる状況や言葉かけ等</li> </ul>	
⑩家庭での様子	<ul style="list-style-type: none"> <li>お子さんの得意なこと、好きなこと、苦手なこと、嫌いなこと等の様子</li> <li>幼稚園・保育所(園)との違い</li> <li>習い事の有無</li> <li>親・兄弟との関わり</li> </ul>		
⑪本人及び保護者の希望	<ul style="list-style-type: none"> <li>可能であれば、本人の意志や希望</li> <li>保護者の希望や要望(子どもの将来像や進路、学校への要望、指導に関する希望や要望等)</li> </ul>		
⑫その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>成長を見守る上で、大切にしてきたこと等</li> <li>介助の必要性、希望就学先、学童保育の希望等</li> </ul>		
現在の希望(番号に○をしてください)	(1) 支援学校 …豊中支援学校・箕面支援学校・その他( )	(4) 1と2で検討中	
	(2) 小学校の支援学級 (主に通常の学級で学習し、支援担当者がつく)	(5) 2と3で検討中	
	(3) 小学校の通常の学級(支援担当者は無し)		

このシートを、引き継ぎ資料とすることに了解いたします。

平成 年(20 年) 月 日

保護者名

印



就学に際して生活、保健、健康に配慮を要する児童の**就学引き継ぎシート** 《様式2》

ふりがな		性別	男・女	生年月日	平成	年(20	年)	月	日生
児童名		連絡先	Tel.		就学先	小学校			
保護者名		住所	箕面市		兄弟姉妹(年齢)				
保育所(園)・認定こども園 幼稚園・療育機関等		Tel.			担任名				

1. 保護者から

①お子様のことで心配な点・配慮が必要と感じられていること・保護者の希望や願いなど	②家庭で気をつけていること・大切にしていることなど
--	---------------------------

2. 保育所(園)・認定こども園・幼稚園等就学前の機関から(所・園等の先生が記入してください。)

①所・園等での様子	②指導で大切にしてきたこと(活動・遊び・日常生活の中で)
	③担任から学校に伝えたいこと

3. 関係諸機関(医療・療育機関等の情報)

医療機関 [ 病院 ] 科	機能訓練 [ 医療機関 ( ) PT ・ OT ・ ST ]	相談機関 [ 発達相談 ・ 教育センター ・ 他 ( ) ]	その他(療育機関、等) [ ]
関係機関からの資料 あり ・ なし	機関名 [ ]	支援シートに添付 ・ 後日提出 [ 月頃 ・ 入学後 ]	

このシートを、引き継ぎ資料とすることに了解いたします。

平成 年(20 年) 月 日 保護者名

印

# 個別の指導計画

記入日： 年 月 日 記入者( )

氏名	学年・組	年 組	担任名	
現在の 実態	保護者・ 子どもの願 い			
	好きなこと			
	健康 生活 面			
	運動 手先			
	学習 態度			
	基礎的な 学力	国 語		
		算 数		
		その 他の 教科		
	社会 情 緒 面			
	対 人 関 係			
実 態 の 分 析 と 指 導 の 方 向 性				

今年度の目標(長期目標)		主な指導の場
学習面		
生活面		
社会性 対人関係		

( )学期の取り組み			
指導目標(短期目標)	形態 (指導者)	具体的手だて	評価

※指導形態(指導者) ①通常学級担任 ②支援学級担任 ③TT ④支援チーム ⑤通級指導 ⑥家庭

指導・支援の評価と来期の方向性

--

小学校から中学校への進学支援シート

記載年月日 平成 年(20 年) 月 日

ふりがな		性別	男・女	生年月日	平成 年( 年) 月 日生
児童名					
小学校	小学校			記載者	

		状態	支援・対応
①日常生活 (ADL)	更衣		
	排泄		
	食事		
	移動		
	その他		
②言語面	理解		
	表現		
	会話		
③運動面	粗大		
	手先		
④情緒面			
⑤対人関係(友だちとの関係)			
⑥行動等の特徴(こだわり等)			
⑦興味・関心	好き		
	嫌い		
⑧家庭での様子			
⑨本人・保護者の希望			



学習について

教科	状態	支 援		
		入込・抽出	内 容	教 材
国語				
算数				
理科				
社会				
体育				
図工				
家庭科				
音楽				
総合				
英語				
自立活動				
休み時間				

この個票を中学校との引継ぎ資料として了解いたします。

平成 年 (20 年) 月 日 保護者名 \_\_\_\_\_ 印

## 中学校から進学先への進学支援シート

記載年月日 平成 年（20 年） 月 日

ふりがな				
生徒名	性別	男・女	生年月日	平成 年（20 年） 月 日生
中学校	箕面市立 中学校 TEL(072- )			記載者

		状 態	支 援 ・ 対 応
①日常生活活動 (ADL)	更 衣		
	排 泄		
	食 事		
	移 動		
	そ の 他		
②言語面	理 解		
	表 現		
	会 話		
③運動面	粗 大		
	手 先		
④情緒面			
⑤対人関係(友だちとの関係)			
⑥行動等の特徴(こだわり等)			
⑦興味・関心	好 き		
	嫌 い		
⑩家庭での様子			
⑫本人及び保護者の希望			

学習について

教科	状 態	支 援		
		入込・抽出	内 容	教 材
国語				
社会				
数学				
理科				
英語				
音楽				
美術				
保健 体育				
技術 家庭				
総合				
自立 活動				
学級 活動				

この個票を進路先との引継ぎ資料として了解いたします。  
平成 年(20 年) 月 日

保護者名

印



# 箕面市の支援保育・支援教育

～保育所（園）・幼稚園・小学校での支援～

（お子さんが、安心して学んだり遊んだりできるためのサポート）



## 【内容】

- ・ お子さんしたこと いっしょに考えてみませんか？
- ・ 保育所（園）・幼稚園でどのようなサポートを受けられますか？
- ・ 小学校の支援学級ってどんなところ？

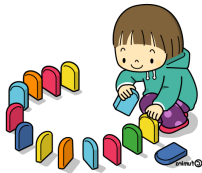
## 箕面市教育委員会



保育所（園）・幼稚園でできること・・・

## お子さんのこと いっしょに考えてみませんか？

発達を支援する必要がある子どもについて、集団の場で保育し発達を促します。  
支援保育では、生活面の自立と遊びを保障する支援、支援教育では、教育的活動を中心とした支援を行っています。  
集団の場で、支援が必要な子どもたちを含めた「共生保育」を通して、「こころ」（助け合う、思いやる）を育て、就学前に必要な力を身につけていきます。



落ち着きがなくて、あぶなっかしいわ。何度注意してもやめてくれないの。

子育てで気になることはありませんか？

いつも一人で遊んでる。友だちができないのかしら？

ことばがゆっくり。みんなとお話できるかな？

視線が合いにくいけれど、どうしてかな？

ひとつのことに集中すると、なかなか切りかえにくいなあ…。

おしゃべりだけど、聞いたことにはこたえてくれないのよね。

相談はここへ

◆お子さんなりの理由や思いを受けとめ、子育てをすることが、健やかな成長につながります。お子さんの良さ（長所・強み）に気づき、相談することで子育てのヒントを見つけることができます。 **「一緒に考えていきましょう！」**

\*発達相談「ゆう」 TEL・FAX 727-9522  
箕面市萱野5-7-1  
リハビリテーションセンター1F

◆お子さんの通っている保育所（園）・幼稚園の先生や保健師にも相談できます。

# 保育所（園）・幼稚園で どのようなサポートを受けられますか？



1. 保育士・支援担当教諭がそばで寄り添い、伝えたい気持ちを受け止めます。

→お子さんのニーズに応じて、サポートを受ける事ができます。  
保育士・支援担当教諭との信頼関係を作り、保護者の方以外の大人への安心感を育て、集団生活の中で徐々に落ち着いて過ごせるように支援します。

2. 基本的な生活習慣（食事、排泄、着脱）が、身につく援助をします。

→生活の流れや手順をスケジュールや絵（写真）で知らせることで見通しを持たせ、自分でできることやしようとする気持ちを育てます。



3. 様々な活動や遊びの場面で必要な援助をします。

→参加しにくい時は、保育士・支援担当教諭が子どもに寄り添い、クラス活動に入っていけるようにサポートします。



4. 友だちとの関係作りの援助をします。

→保育士・支援担当教諭が思いを代弁し、やりとりや会話の橋渡しをすることで友だちとの関わりを広げます。

5. 見学すると、保育所（園）・幼稚園の支援の様子が分かります。

→事前のお問い合わせで、いつでも見学ができます。



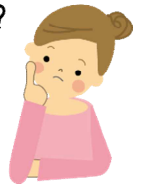
6. 子育ての悩みや心配事を相談できます。

→「一緒に考えていきましょう！」



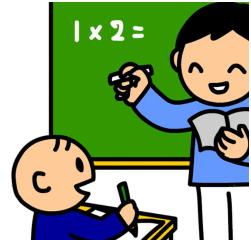
# 箕面市の小学校の支援学級ってどんなところ？

- 子どもたちの様子やニーズに合わせて、学級担任と協力して支援担当者（支援学級担任や介助員）が支援を行います。



## **1. 支援学級に入ったところで勉強しますか？（サポートの場所）**

→学級担任の指導の下、通常の学級（たとえば、1年1組）で勉強し、お子さんのニーズに応じて支援担当者が入り込みによるサポートをします。ただし、一人あるいは少人数で、刺激の少ない落ち着いた場所で学習した方がよい場合や、体や気持ちを休めたりその子にあった学習をしたりする場合は、保護者と相談のうえ支援学級で学習することもあります。

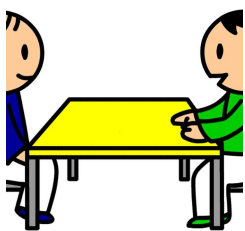


## **2. どのようなサポートをうけられますか？（サポートの内容）**

→お子さんのニーズによっては、登校してから下校まで生活全般にわたって支援担当者がサポートすることもありますし、特定の教科の学習サポートのため授業に入り込みをすることもできます。また、友だちとのコミュニケーションが取りにくい時などは、授業時間以外にサポートすることもあります。

## **3. 子どもにどのようにサポートされますか？（サポートの形態）**

→お子さんのニーズによっては、1対1でのサポートや、複数のお子さんに対して1人で対応するような緩やかなサポートもあります。また、支援担当者が連携してサポートにあたり、授業によって担当者が交代する場合があります。その学習内容やお子さんの様子は、連絡帳などでご家庭にお知らせします。



## **4. 支援学級に入ったら、子どもの相談はだれにできますか？（相談）**

→学級担任や支援学級担任のどちらにも相談できます。また、月に1～2回来校するスクールカウンセラーにも相談できます。学校外では、箕面市教育センターの支援教育相談室（727-5113）に相談することができます。

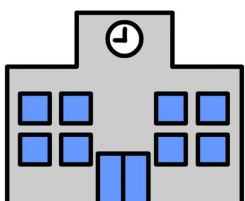
## **5. 支援学級に入級した場合、退級することもできますか？（退級）**

→小学校の6年間を見通した支援を考えています。退級をお考えの場合は、支援学級担任にご相談下さい。



## **6. 支援学級を見学することはできますか？（支援の見学）**

→基本的にはいつでも見学することができます。詳しくは、就学先の小学校にお問い合わせ下さい。  
(土曜参観、一日参観の時に見学することもできます。)



# 箕面市通級指導教室のご案内

## クラスにこんな子どもはいませんか？

みんなと同じように勉強しているのに  
ひらがな、漢字、九九が  
極端に覚えられないな  
あ……。本読みも、と  
てもたどたどしいわ……。

授業中、落ち着きがない  
なあ。私の話を全然聞いて  
ないみたい……。

トラブルになると、友だ  
ちに、いつも手を出して  
しまう。自分の気持ちを  
上手く伝えられないみた  
い……。コミュニケーションをとるのが苦手  
みたい。

絵や字が、うまく書けない  
わ。形が上手く捉えられな  
いのかなあ。とても不器用  
なのかも……。それに、  
片付けができず、机の中は  
グチャグチャ……。

勉強が積みあがらない  
わ……。以前覚えたこと  
も、すぐに忘れてしまう。

縄跳び、鉄棒、マット運  
動、跳び箱など、どれも  
できないなあ。体のバラ  
ンスが悪いのかも……。

クラスにこんな子どもがいたら、通級指導教室を利用してみませんか？  
通級指導教室は、箕面市内に小学校4校（南小、中小、豊川南小、豊川北小）、  
中学校1校（二中）あります。

### 【通級指導教室とは】

・通常の学級に在籍している『学習活動』や『コミュニケーションのとり方』などに困難を感じている児童生徒に、障害等の状態に応じた特別な指導（障害に基づく種々の困難の改善や克服を目的とした指導）を通級指導教室で行います。



## 対象となる子ども

### 学習の課題が中心



- ・ひらがなや漢字が覚えられない（読み書き）
- ・字の形がうまくとれない
- ・くり上がり、くり下がりができない
- ・九九が覚えられない
- ・はさみやコンパスがうまく使えない
- ・特定の教科や単元が苦手

### 対人関係や行動



### の課題が中心

- ・うまくコミュニケーションがとれない
- ・落ち着かず、よく動き回る
- ・注意が散漫で話が聞けない
- ・その場に合わない言動をとる
- ・整理整頓が苦手

## 指導の進め方

- 巡回相談による子どもの観察・保護者や担任等の聞き取り・検査結果等から、子どもの状態を把握し、課題を考え、指導計画を立てます。
  - 指導は、月1～4回程度、個別または小グループで行います。
  - 授業時間や休み時間、放課後など様々な時間帯で行います。
  - 担任・保護者と連携・協力しながら、指導を進めます。
  - 通級指導は随時開始できます。また、1～2年をめどに終了します。

## 指導の形態

### ●通級指導

- 通級指導教室へ決められた曜日・時間に通って、個別または小グループで指導を受けます。
- 他校から通う場合は、保護者の送迎が必要です。

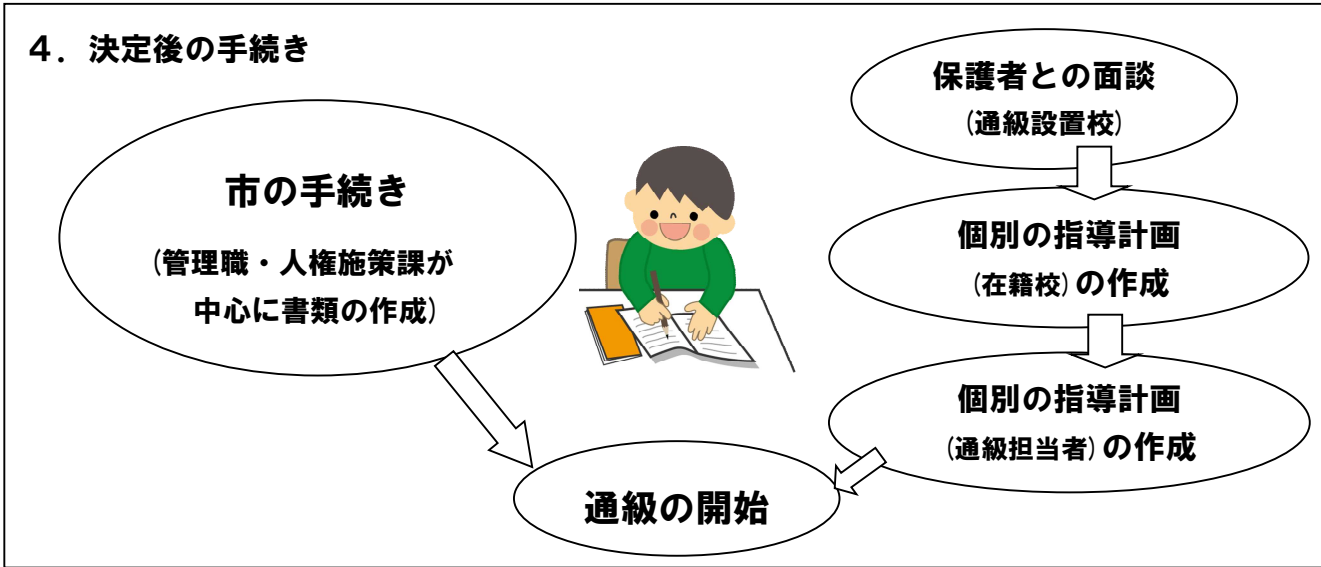
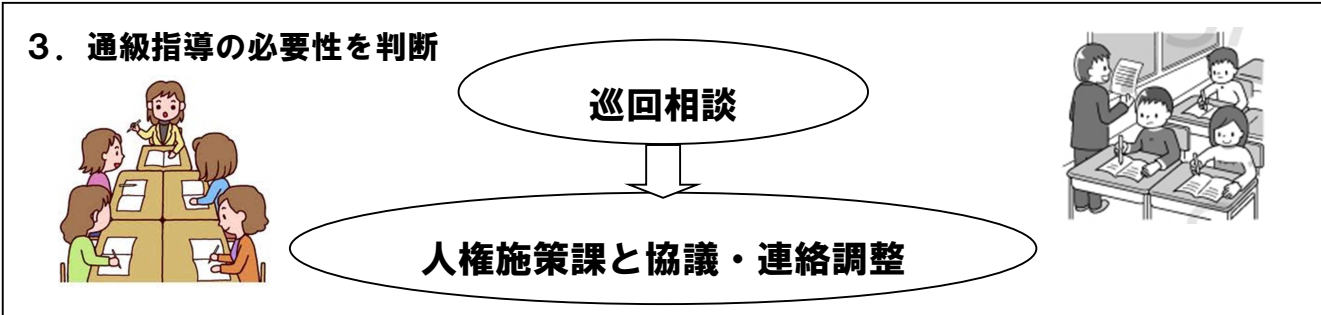
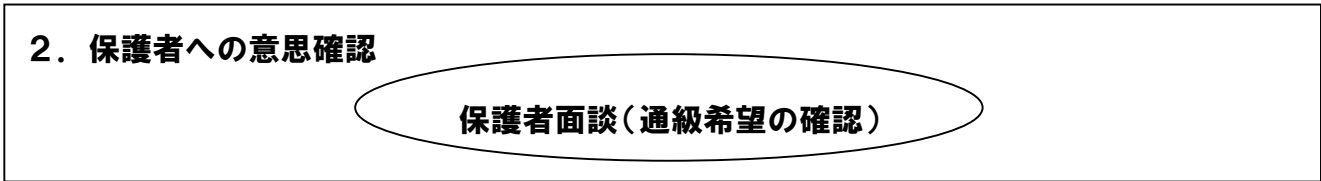
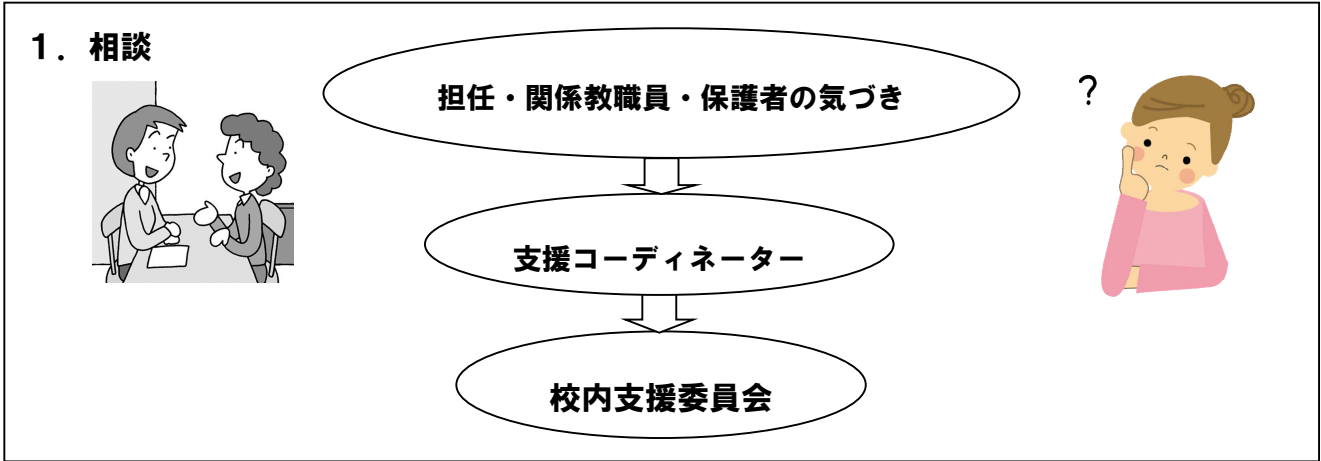
### ※巡回指導

- ・保護者の送迎が困難な場合などは、通級担当者が子どもの在籍している学校を訪問し、教室以外の場所で個別または小グループで指導を受けることもできます。基本的に月1回程度。

### ●合同通級指導（感覚運動トレーニング・ソーシャルスキルトレーニング）

- 工夫された運動やグループ活動によって体や気持ちのバランスを整え、集団参加やコミュニケーションのスキルを伸ばします。
- 月1回程度、放課後に、中小学校で実施します。保護者の送迎が必要です。

# 通級指導開始までの流れ



# 通級指導の終了

指導を開始して半年～1年で成果や課題を見直し、2年をめどに終了します。  
ただし、改善がみられた場合や本人・保護者の希望で2年以内に終了することもあります。

## 通級指導教室の開設状況

今年度は、小学校4校、中学校1校に開設されています。

小学校・・・中小学校、豊川南小学校、  
南小学校、豊川北小学校  
中学校・・・第二中学校



## 通級担当者として大切にしていること

### 巡回相談

在籍校に出向き(小…月・水、中…月・木・金)、児童生徒のようす、課題を把握します。

### ケース会議

巡回相談時に、在籍校の教職員の皆さんとよりよい支援方法を探ります。

### 担任・保護者との連携

課題を絞って指導内容を組み立て、内容や指導記録を担当、保護者に知らせ、共通理解を図りながら進めます。

### 通級担当者同士の連携

有効な指導方法、教材、子どもの特性についての捉え方や事例研究を行う通級担当者会を定期的を実施し、指導者の資質向上を図ります。

### 合同での取り組み

月1回のわりあい、各通級に通っている児童生徒の中から対象者を絞り、感覚運動トレーニングやソーシャルスキル・トレーニングを企画し、実施します。

### リーディング チーム

- 教育センターをはじめ、支援に関わる各機関と連携し、支援をすすめます。
- 箕面市全体の支援教育に関する研修の企画や運営に携わります。

**「どの子ども自信が持て、クラスでいきいき過ごせるように！」  
をめざします。**



## 箕面市教育委員会

問い合わせ先 箕面市教育委員会 子ども未来創造局 人権施策課

〒562-0003 大阪府箕面市西小路4-6-1

電話 072-724-6921 FAX 072-724-6010

Mail [edujinken@maple.city.minoh.lg.jp](mailto:edujinken@maple.city.minoh.lg.jp)